平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康增進等事業

福祉用具貸与価格の把握と利用者による 福祉用具の選択に資する情報の提供体制のあり方 に関する調査研究事業 報告書

平成25年3月

株式会社日本総合研究所

福祉用具貸与価格の把握と利用者による 福祉用具の選択に資する情報の提供体制のあり方に関する調査研究事業報告書 目 次

【本編	引】.		. 1
第 1	章	本調査研究事業の実施概要	. 1
	1.	本調査研究の背景	. 1
	2.	本調査研究の目的	. 2
	3.	本調査研究の方法	. 2
	4.	本調査研究の推進体制	. 3
第 2	章	福祉用具商品コードに関する基礎的情報の整理	. 5
	1.	介護保険制度における福祉用具の商品コードの取り扱い	. 5
	2.	各商品コードの概要と特徴	. 6
第 3	章	福祉用具製造事業者アンケート調査結果	15
	1.	アンケート調査の実施概要	15
	2.	調査結果のポイント	16
	3.	集計結果	18
第 4	章	福祉用具貸与事業所アンケート調査結果	33
	1.	アンケート調査の実施概要	33
	2.	調査結果のポイント	34
	3.	集計結果	36
第 5		介護給付実績データの分析結果	
	1.	分析の概略	53
	2.	コードの記載状況	55
第 6	章	調査結果のまとめと福祉用具コードに関する論点整理	57
	1.	各調査結果のまとめ	57
	2.	福祉用具コードを巡る論点整理	59
【資料	卜編	$\{1,\ldots,6\}$	59
	1.	福祉用具製造事業者アンケート調査票	69
	2.	福祉用具貸与事業所アンケート調査票	72

【本編】

第1章 本調査研究事業の実施概要

1. 本調査研究の背景

(1) 福祉用具サービスの普及に伴う給付管理の推進の必要性

平成12年より施行された介護保険制度において、福祉用具関連では居宅介護サービスとして、福祉用具貸与サービスとともに居宅介護福祉用具購入費の支給が位置付けられた。これにより、福祉用具サービスは、要介護者等にとってより身近で入手しやすいものとなり、福祉用具サービスの利用者数や給付される福祉用具の件数は増加している。

さらに、様々な用途や機能を持つ新たな福祉用具の開発が進められており、高齢者等にとっては自身の身体状況・住宅環境・嗜好等に応じて様々な福祉用具を選択し、利用できる環境が整いつつある。一方で、福祉用具の不適切な利用が存在していることも指摘されており、各保険者等において福祉用具の給付管理を行い、福祉用具の適切な利用を推進していく必要がある。

(2)「外れ値」への対応について

介護保険制度における福祉用具サービスは自由価格となっているが、同一製品であっても平均的な月額と比べて非常に高額な請求が行われているケース(いわゆる「外れ値」)の存在が指摘されてきた。「外れ値」については、平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修することで、保険者は福祉用具の価格情報の把握が可能となり、「外れ値」の改善に一定の効果が見られたことが「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において報告されている。

国保連合会介護給付適正化システムは、福祉用具コードを用いて福祉用具の貸与価格等を集計・分析するものであるが、集計・分析が可能な福祉用具は TAIS コードが記載された福祉用具のみであり、JAN コードやローマ字コード等が記載された福祉用具については、集計・分析を行うことが出来ていない。そのため、前述の「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」においては、「介護報酬の請求を行う際に記載する商品コードについて、統一的なコードを導入する方向で関係者と調整を進めてはどうか」という報告がなされた。

本調査研究事業は、上記の報告結果を踏まえて、統一的なコードを導入するなどの調整を進める上での基礎的な資料として、保険請求場面における各福祉用具コードの利用状況や、福祉用具製造事業者における福祉用具コードの取得状況等について実態把握を行うものである。

2. 本調査研究の目的

本調査の目的は、以下の二点である。

- ・福祉用具を取り巻く各主体における商品コードの活用に関する実態把握を行うこと。
- ・福祉用具に関わる商品コード、商品情報に関する情報提供の在り方を検討すること。

図表1 本調査の目的と成果の活用

平成24年度

今後の調査結果の活用イメージ

【本調査の目的】

①福祉用具商品コードの活用実態の把握

②福祉用具の商品コード、商品情報に関する 情報提供のあり方に関する検討 福祉用具商品 コードに関する 統一的なコード 導入に向けた 検討等

福祉用具商品 データベースの 活用方法等 の検討

3. 本調査研究の方法

福祉用具の商品コードを活用する主な主体である福祉用具製造事業者、福祉用具貸与事業所、保険者の3者を調査対象として設定し、各種調査を実施した。各調査の実施概要については、第3章~第5章にそれぞれ記載している。

図表2 本事業において実施する調査

調査対象	福祉用具製造事業者	福祉用具貸与事業所	保険者
調査方法	・郵送アンケート(第3章)	・郵送アンケート(第4章)	・介護給付実績データの分析 (第5章)

4. 本調査研究の推進体制

(1) 福祉用具の商品コードを用いた情報提供のあり方に関する検討会

前項の調査を進めるにあたり、学識経験者、事業実施者、有識者にて構成される「福祉用 具の商品コードを用いた情報提供のあり方に関する検討会」(以下、検討会とする)を設置し た。

【検討会委員】

(敬称略、◎は委員長、委員は50音順)

岩元文雄 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事

(株式会社カクイックスウイング 代表取締役社長)

北村三千代 (株)シルバーホクソン(川口市安行南平地域包括支援センター長)

竹田良雄 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 介護保険課長

丹尾結子 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課長

中村一男 社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長

松尾敬徳 アビリティーズ・ケアネット株式会社

取締役営業副本部長 本店第一営業部長

松永紀之 株式会社松永製作所 代表取締役社長

三浦正二 パラマウントベッドホールディングス株式会社 企画部

◎ 渡邉愼一 横浜市総合リハビリテーションセンター医療部理学・作業療法課長

【オブザーバー】

井上 宏 厚生労働省老健局振興課 課長補佐

宮永敬市 厚生労働省老健局振興課

福祉用具•住宅改修指導官 介護支援専門官

佐藤 隆 厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修係 係長

小林明日香 公益財団法人国民健康保険中央会 介護保険部介護保険課

小澤加代子 公益財団法人国民健康保険中央会 介護保険部介護保険課

(2) 検討会の開催スケジュール

検討会は年度内に3回開催した。各回の開催日程と主な議題は以下の通りである。

図表3 本調査研究事業の検討会開催スケジュール

第1回検討会(平成24年9月19日)

- ・ 本調査の背景・目的・方法について
- ・ 福祉用具商品コードを巡る論点整理について
- ・ 各調査の実施内容について
- · 今後のスケジュールについて

第2回調査研究委員会(平成25年2月6日)

- ・ 福祉用具製造事業者アンケート調査結果について
- ・ 福祉用具貸与事業所アンケート調査結果について
- ・ モデル保険者データ分析結果について
- ・ 福祉用具商品コードを巡る論点整理について
- ・ 報告書骨子案について

 \downarrow

第3回調査研究委員会(平成25年3月14日)

- ・ 報告書素案について
- ・ 来年度以降に継続して検討すべき課題について

第2章 福祉用具商品コードに関する基礎的情報の整理

- 1. 介護保険制度における福祉用具の商品コードの取り扱い
- (1) 給付費明細書への福祉用具商品コードの記載について

介護保険制度の福祉用具貸与サービス及び介護予防福祉用具貸与においては、貸与された福祉用具を判別できるようにするために、介護給付費明細書の摘要欄に福祉用具コードを記載する仕組みとなっている。

 サービス内容
 サービスコード
 単位数
 回数
 サービス単位数
 企業分
 企業公
 企業公

図表4 介護給付費明細書の記載イメージ

(2) 摘要欄へ記載する福祉用具商品コードの種類等について

摘要欄に記載する福祉用具商品コードについては、「介護給付費明細書等の記載要領」 において以下の通り定められている。

(別記)

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の 介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているTAIS コード又はJANコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとす ること。

また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。

- 1 (公財)テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品に について
- (1) 既にテクノエイド協会で付している番号の内、企業コード(5桁)及び商品コード (6桁)を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつな ぐこととすること。
- (2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。
- 2 JANコードを取得している商品については、JANコードを左詰で記載

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。

(1) メーカー名と商品名を英字(ヘボン式で大文字)で記載し、その間は「一」でつなぐこととすること。

- (2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次 頁に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載
- (例)アメリカベッドメディカルサービス株式会社→AMERIKABET 株式会社松本製作所→MATSUMOTOS
- (3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載(ヘボン式については次表を参照のこと。)
- (例)自走式車いす AA-12→AA-12 アルミ製標準車→ARUMISEIH

(参考) JANコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードであること。このコードは店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つであること。

(出所)「平成13年老老発第31号『介護給付費明細書等の記載要領』厚生労働省老健局」より引用。

2. 各商品コードの概要と特徴

前述の通り、摘要欄へ記載する福祉用具の商品コードについては、TAISコードまたは JAN コードのいずれかのコードを記載し、いずれのコードも有していない商品についてはローマ字で記載を行うものとされている。ここでは、TAISコード・JANコード・ローマ字コードの概略について記述する。

(1) TAIS コードの概要

TAIS コードは、公益財団法人テクノエイド協会が管理・運営する福祉用具情報システム (Technical Aids Information System) に登録された福祉用具に割り当てられるコードである。

福祉用具情報システム(TAIS)は、福祉用具に関する情報を収集・分類・体系化し、情報提供を行うことで、福祉用具の適切な利用を推進することを目的とし、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当協会のホームページを通じて、情報発信するシステムである。

① コード発番に関わる手続き

TAISコードを取得するためには、公益財団法人テクノエイド協会に対し、書面により登録を申請する。登録に当たっては、申請者である福祉用具のメーカーや輸入事業者の情報である企業情報の登録を行い、続いて製品情報の登録を行う。

i 詳細については、テクノエイド協会 HP 福祉用具情報システム(TAIS)を参照のこと。 http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml

② コード取得・維持に係る費用

TAIS への情報登録に際しては、以下の費用が必要である。

図表5 TAIS コード新規登録料・更新料

新規登録料	(初年度※)	更新料(2年度目以降)				
◆企業情報の登録 10,500円/年		◆企業情報の更新	5,250円/年			
◆用具情報の登録 (画像情報含む。)			3,150円/年			
画像情報の変更 2,100円/件						

注1)上記の料金は、1件あたりの価格を表示しています。

(出所)「『福祉用具情報システム(TAIS)情報登録の手引き』」公益財団法人テクノエイド協会」より引用。

③ コードの構成

TAIS コードの構成は、図表 7 の通りである。企業を示す企業コードと、商品コードから構成される。商品コードは、各企業別に登録順に通し番号が付番される。

図表6 TAISコードの構成

1 2 3 4 5 - 1 2 3 4 5 6

企業コード(5桁) 商品コード(6桁)

④ 表示・検索等について

TAIS コードが付与された商品は、HP上から検索が可能である。検索キーとして、商品名、コード、登録年月日、福祉用具の分類等が使用可能である。

注2)登録の期間は、「年度単位(4月~翌年3月)」です。<u>年度内に登録を削除する旨のお申し出がない場合には、</u> 次年度以降、自動的に更新したものとして取り扱わせていただきます。なお、登録削除は、随時、受け付けており ますので、更新を希望しない場合には、年度内中に必ず申し出てください。

図表7 福祉用具情報システムの検索画面



(出所)「『福祉用具情報システム(TAIS)』」公益財団法人テクノエイド協会 HP」 http://www.techno-aids.or.jp/TaisCodeSearch.php より引用。

製品を検索後、各製品別のページが表示される。各製品別のページでは、図表8のように、商品名や型番、希望小売価格、製品スペック等の情報と商品の写真を一覧化することが出来る。

図表8 各福祉用具の商品イメージ



(出所)「『福祉用具情報システム(TAIS)』」公益財団法人テクノエイド協会 HP」 http://www.techno-aids.or.jp/TaisCodeSearch.php より引用。

⑤ 福祉用具分類コード(CCTA95)

各製品には、TAISコードに加えて、福祉用具の分類コードが付番される。

福祉用具の分類については、用具が果たす機能及び目的を元に整理・体系化された分類 コード(CCTA95)によって分類されている。これは ISO9999との調和を図りつつ、公益財団 法人テクノエイド協会が独自に制定したものである。福祉用具分類コード(CCTA95)の特徴 は以下の通りである。

- ・「大分類」「中分類」「小分類」の階層構造となっており、「大分類」「中分類」「小分類」に はそれぞれ2桁の番号が定められる。
- 動作機構が異なるものでも、同じ機能であれば同じ項目に分類される
- ・ 複数の機能を有する用具は、分類コードを最大 3 つまで付番しており、その用具の主となる機能を第 1 分類コード(主キー)として設定される。

⑥ 介護保険福祉用具情報

TAISコードに登録された福祉用具の情報を元に、公益財団法人テクノエイド協会が、厚生労働省の告示ⁱ及び解釈通知ⁱⁱに基づき、介護保険において保険給付の対象と考えられる福祉用具について、「貸与」および「販売」のマークを付与している。

介護保険福祉用具情報への掲載については、テクノエイド協会内に設けられた、外部の 有識者から構成される検討委員会を設けて審査を実施している。審査については、5月~6 月と11~12月の年2回開催している。

実際には、当該福祉用具が介護保険給付の対象となるかどうかの判断は各保険者が行う ものであり、介護保険福祉用具情報への掲載有無が、保険給付の可否に直結するわけでは ない。

なお、「貸与」及び「販売」マークが付番された製品は、福祉用具情報システムにおいて、 専用の検索ページが設けられており、サービス種目(福祉用具貸与及び特定福祉用具購入) 別、サービス種目(貸与 13 種目、購入 5 種目)別などで検索が可能である。

ⁱ 平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号(最終改正平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 104 号)「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」及び平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号(最終改正平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 202 号)「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」(厚生労働省)。

[&]quot;平成12年1月31日老企第34号(最終改正平成24年3月30日老振発0330第9号)「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(解釈通知)」(厚生労働省)。

図表9 介護保険福祉用具情報の画面イメージ



Copyright 2000 Association for Technical Aids, Inc. All rights reserved.

(出所)「『福祉用具情報システム(TAIS)』」公益財団法人テクノエイド協会 HP」 http://www.techno-aids.or.jp/TaisCodeSearch.php より引用。

(2) JAN コードの概要

JAN (Japanese Article Number)コードは、バーコードとして福祉用具以外の様々な商品にも使用され、POS システムや受発注システム、棚卸、在庫管理システムなどで活用されている流通システムの基盤となるコードである。一般財団法人流通システム開発センターが、管理・発行を行っている。

① コード発番に関わる手続き

JANコードの利用には以下のような手続きが必要である。

- ・「バーコード利用の手引き(登録申請書付)」の購入
- ・ 登録申請料の払込み
- ・全国の商工会議所、商工会への登録申請書の提出
- GS1事業者コード(JAN 企業コード)の通知
- 商品アイテムコードの設定
- ・バーコードの作成、取引先への JAN コードの通知等

② コード取得・維持に係る費用

JAN コードの新規登録申請には、図表 10 に示す登録申請料と登録管理費が必要となる。 費用負担は、発番する1企業ごとの課金であり、付番する商品数に応じて費用負担の増減は 無い。

図表10 JAN コード新規登録申請料

= 製造業

ランク	年商	初期申請料 (初回登録時のみ)	登録管理費 (3年間分)	合計 (消費税5%を含む)
Α	500億円以上		210,000円	241,500円
В	50億円以上~500億円未満	01 F00FF	105,000円	136,500円
С	10億円以上~50億円未満	31,500円	63,000円	94,500円
D	5億円以上~10億円未満		31,500円	63,000円
Е	1億円以上~5億円未満	不要	31,500円	31,500円
F	1億円未満	17安	10,500円	10,500円

■ 非製造業(卸・小売業、サービス業等)

ランク	年商	初期申請料 (初回登録時のみ)	登録管理費 (3年間分)	合計 (消費税5%を含む)
А	1,000億円以上		210,000円	241,500円
В	500億円以上~1,000億円未満	31,500円	105,000円	136,500円
С	100億円以上~500億円未満		63,000円	94,500円
D	50億円以上~100億円未満		31,500円	63,000円
Е	10億円以上~50億円未満	不要	31,500円	31,500円
F	10億円未満	1 个女	10,500円	10,500円

(出所)「『JAN コード新規登録』」一般社団法人流通システム開発センターHP」 http://www.dsri.jp/jan/order_01.htm より引用。

③ コードの構成

JAN コードには、13 桁の標準タイプと8 桁の短縮タイプの2 つの種類がある。標準タイプに は、最初の7桁が登録事業者を示す GS1 事業者コード(JAN 企業コード)となっているタイプ と、最初の 9 桁が登録事業者を示す GS1 事業者コード(JAN 企業コード)となっているタイプ がある。

図表11 JAN コード体系、コードの構成

JANコードの体系

① 標準タイプ(13 桁)

(A) 9桁 GS1事業者コード(JAN企業コード)



- ① GS1事業者コード(JAN企業コード)
- ② 商品アイテムコード ③ チェックデジット

(B) 7桁 GS1事業者コード(JAN企業コード)



- ① GS1事業者コード(JAN企業コード)

② 商品アイテムコード ③ チェックデジット

② 短縮タイプ(8桁)



- ① GS1事業者コード(JAN企業コード)
- ② 商品アイテムコード ③ チェックデジット

(出所)「『JAN コードとは』」一般社団法人流通システム開発センターHP」 http://www.dsri.jp/jan/about_jan.htm より引用。

④ 表示・検索等について

一般社団法人流通システム開発センターHP よりリンクされた「GEPIR JAPAN グローバルコード情報提供サービス」により、web 上から GS1 事業者コード(JAN 企業コード)を検索することが可能である。

なお検索可能なコードは、GS1 事業者コード(JAN 企業コード)のみであり、個別の商品に付番されたコードについては検索・特定することは出来ない。JAN コードから、商品名や商品スペック等を特定するためには、コードを発番した事業者への問い合わせ等が必要となる。

JANコードまたはITFコード等での検索 (商品コードによる検索) (Search by GTIN or SSGC) JANコードまたはITFコード等 (GTIN or SSCC) コード種別 (Type) 自動 検索 (Sear GLNでの検索 (ロケーションコードによる検索) (Search by GLN) GLNJ-F (GLN) 検索対象 (Search by) GLNロケーション情報 企業名による検索 (Search by Como 検索対象 (Search by) GS1事業者コード(JAN企業コード)登録企業 🔻 社名 (Company Name) カナ 🔻 **≣** (Country) 日本(Japan) • 都市 (City) 漢字 郵便番号 (Postcode ŧ樂森 (Sear) 利用方法

図表12 JAN コード体系、コードの構成

GEPIR Search グローバルコード情報提供サービス

Copyright (C) 2003 - 2012 The Distribution Systems Research Institute All Rights Reserved. サイトの著作権は一般財団法人流通システム開発センターに帰属します。

(出所)「『GEPIR JAPAN グローバルコード情報提供サービス』」一般社団法人流通システム開発センターHP」 http://www.gepir.jp/GEPIRJapanWebSite/Default.aspx より引用。

(3) ローマ字コードの概要

TAISコード及びJANコードの設定されていない福祉用具については、ローマ字コードを記載することとなっている。「介護給付費明細書等の記載要領」では、ローマ字コードの記載方法を以下の通り規定している。

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。

- (1) メーカー名と商品名を英字(ヘボン式で大文字)で記載し、その間は「一」でつなぐこととすること。
- (2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次 頁に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載
- (例)アメリカベッドメディカルサービス株式会社→AMERIKABET 株式会社松本製作所→MATSUMOTOS
- (3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載(ヘボン式については次表を参照のこと。)
- (例)自走式車いす AA-12→AA-12 アルミ製標準車→ARUMISEIH

(出所)「平成13年老老発第31号『介護給付費明細書等の記載要領』厚生労働省老健局」より抜粋。

ローマ字コードは、保険請求を行う福祉用具貸与事業所が独自に記載を行うものであり、コードの発番手続きやそれに伴う費用負担等は存在しない。

また、HP 等でのコードの公開は行われていないため、記載されたコードから商品を特定するためには、保険請求を行った福祉用具貸与事業所への問い合わせ等が必要である。

第3章 福祉用具製造事業者アンケート調査結果

1. アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

福祉用具製造事業者における福祉用具商品コード活用の把握と、課題の抽出を行う。

(2) 調査方法

郵送配布 · 郵送回収

(3) 調査対象

福祉用具情報システム(TAIS)「介護保険福祉用具情報」に掲載された福祉用具の製造事業者(または輸入事業者)410社(平成24年9月現在)を調査対象とした。

(4) 有効回答数および回収率

有効回答数は、172件 回収率は、41.9%

(5) 調査時期

平成 24 年 10 月 15 日~10 月 31 日

2. 調査結果のポイント

アンケート調査結果を整理すると以下の通りである。

(1) 福祉用具コードの取得状況

- ・ 取り扱っている全てのアイテムにおいては、TAIS コードの平均取得率は 68.1%、JAN コードの平均取得率は 45.6%であった。
- ・介護保険給付対象:貸与のアイテムにおいては、TAIS コードの平均取得率は 96.9%、 JAN コードの平均取得率は 57.3%であった。
- ・介護保険給付対象:販売のアイテムにおいては、TAIS コードの平均取得率は 72.2%、 JAN コードの平均取得率は 70.3%であった。

(2) TAIS コードの取得について

- ・ 取り扱うすべてのアイテムについて、「TAIS コード取得率が 100%」の事業者は、44.9%であった。
- ・介護保険給付対象:貸与のアイテムについて、「TAIS コード取得率が 100%」の事業者は、83.6%であった。
- ・介護保険給付対象:販売のアイテムについて、「TAIS コード取得率が 100%」の事業者は、51.4%であった。
- ・ TAIS コードの取得理由は、「自社製品の販売促進のため」が 67.4%、「流通事業者から の要望があったため」が 47.7%であった。

(3) JAN コードの取得について

- JAN コードの「登録を行っている」事業者は、38.4%、「登録を行っていない」事業者は、56.4%であった。
- ・ 取り扱うすべてのアイテムについて、「JAN コード取得率が 100%」の事業者は、39.6% であった。
- ・介護保険給付対象:貸与のアイテムについて、「JAN コード取得率が 100%」の事業者は、47.7%であった。
- ・介護保険給付対象:販売のアイテムについて、「JAN コード取得率が 100%」の事業者は、53.3%であった。

(4) 福祉用具コードの活用状況

・全ての業務行程において、半数以上の事業者が、自社発番コードを活用しており、2 割 5 分程度の事業者がコードを使用していなかった。

・ 各業務行程においては、TAIS コード・JAN コードともに使用率が1割未満であった。

(5) 福祉用具コードに求められる要件

- ・福祉用具コードの登録促進のために多く挙げられた要件は、「コードの登録・維持にかかる費用が、過大な負担にならないこと」(52.9%)、「コードの初期登録・情報変更に係る事務手続きが簡便であること」(34.9%)であった。
- ・福祉用具コードの活用促進のために求められる要件としては、「利用者や介護支援専門員等が、福祉用具の機能・性能に関する情報を比較しやすいこと」(51.2%)、「コードを活用して、当該商品を使用した利用者の情報(商品の利用効果、満足度)を把握できること」(33.1%)、「コードを活用して、当該商品の販売・利用状況(販売数、価格、シェア等)を把握出来ること」(29.1%)、「JIS(日本工業規格認証製品)や QAP(臨床的評価認証製品)など高い安全性や操作機能性を有する商品であることを確認出来ること」(27.3%)といったものだった。

3. 集計結果

(1) 福祉用具コードの取得状況

① コードの取得状況の一覧表

取り扱っている全てのアイテムにおいては、TAIS コードの平均取得率は 68.1%、JAN コードの平均取得率は 45.6%であった。

介護保険給付対象:貸与のアイテムにおいては、TAIS コードの平均取得率は 96.9%、 JAN コードの平均取得率は 57.3%であった。

介護保険給付対象:販売のアイテムにおいては、TAIS コードの平均取得率は 72.2%、 JAN コードの平均取得率は 70.3%であった。

図表13 全アイテム数・各コード取得数・各コード取得率の平均

	全アイテム数	TAISコード取得	JANコード取得	TAISコード	JANコード
	平均	アイテム数 平均	アイテム数 平均	取得率平均	取得率平均
	(個)	(個)	(個)	(%)	(%)
全アイテム	53.5	20.7	41.8	68.1	45.6
介護保険給付対象: 貸与	17.3	17.4	11.0	96.9	57.3
介護保険給付対象: 販売	22.1	7.9	15.9	72.2	70.3

図表14 各コード取得率の内訳

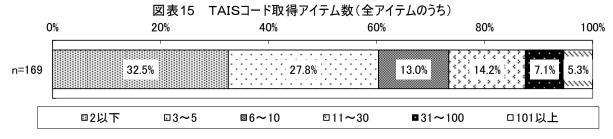
カテ:	ゴリ	0%	20%未 満	40%未 満	60%未 満	80%未 満	100% 未満	100%	合計	有効 回答数
全アイテム	TAISコー ド取得率	1.4%	13.8%	12.3%	12.3%	8.0%	7.2%	44.9%	100.0%	138
主ノイノム	JANコード 取得率	47.3%	1.1%	4.4%	4.4%	2.2%	1.1%	39.6%	100.0%	91
介護保険給	TAISコー ド取得率	0.0%	0.0%	0.9%	5.5%	6.4%	3.6%	83.6%	100.0%	113
付対象: 貸与	JANコード 取得率	38.5%	3.1%	3.1%	6.2%	1.5%	0.0%	47.7%	100.0%	66
介護保険給 付対象:	TAISコー ド取得率	9.5%	8.1%	8.1%	9.5%	5.4%	8.1%	51.4%	100.0%	76
販売	JANコード 取得率	33.3%	0.0%	2.2%	8.9%	2.2%	0.0%	53.3%	100.0%	47

② TAISコード取得アイテム数

a) TAISコード取得アイテム数(全アイテムのうち)

TAISコード取得アイテム数 (全アイテムのうち)としては、「2 以下」が 32.5%、「3~5」が 27.8%、「6~10」が 13.0%、「11~30」が 14.2%、「31~100」が 7.1%、「101 以上」が 5.3%で あった。

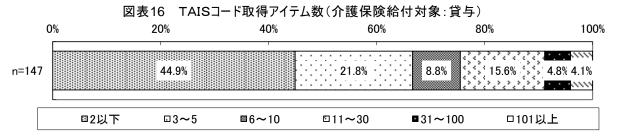
TAISコード取得アイテム数(全アイテムのうち)の平均は20.7であった。



b) TAISコード取得アイテム数(介護保険給付対象:貸与)

TAISコード取得アイテム数 (介護保険給付対象:貸与)としては、「2 以下」が 44.9%、「3 \sim 5」が 21.8%、「 $6\sim$ 10」が 8.8%、「 $11\sim$ 30」が 15.6%、「 $31\sim$ 100」が 4.8%、「101 以上」が 4.1%であった。

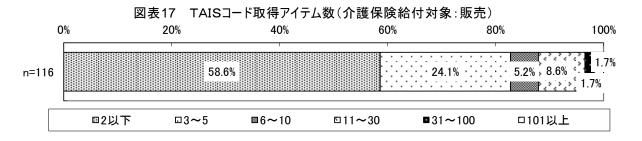
TAISコード取得アイテム数(介護保険給付対象:貸与)の平均は17.4であった。



c) TAISコード取得アイテム数(介護保険給付対象:販売)

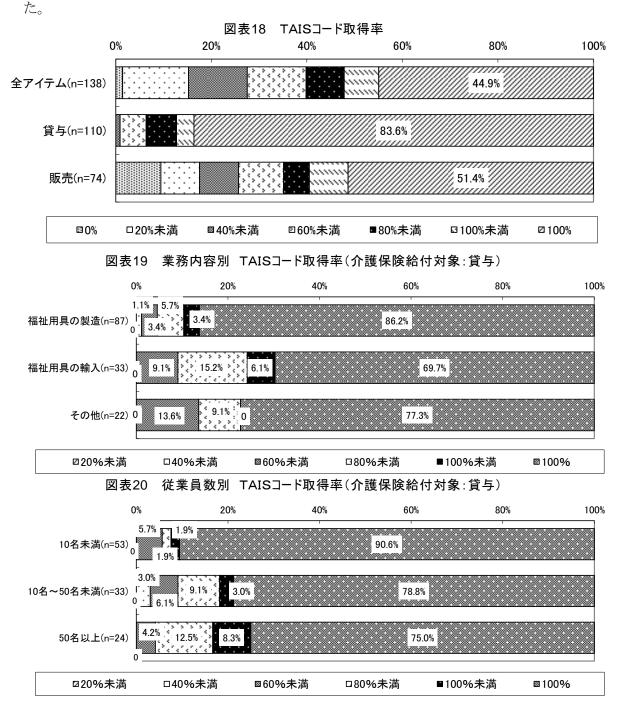
TAISコード取得アイテム数(介護保険給付対象:販売)としては、「2 以下」が 58.6%、「3 ~5」が 24.1%、「6~10」が 5.2%、「11~30」が 8.6%、「31~100」が 1.7%、「101 以上」が 1.7%であった。

TAISコード取得アイテム数(介護保険給付対象:販売)の平均は 7.9 であった。



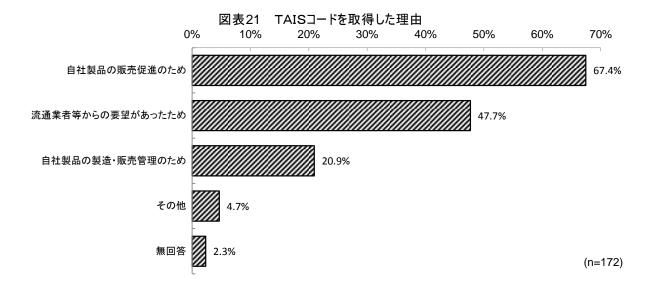
③ TAISコード取得率

TAISコード取得率(全アイテムのうち)が「100%」の事業者は44.9%であった。 TAISコード取得率(介護保険給付対象:貸与)が「100%」の事業者は83.6%であった。 TAISコード取得率(介護保険給付対象:販売)が「100%」の事業者は51.4%であった。 事業者の属性別のTAISコード取得率(介護保険給付対象:貸与)としては、福祉用具の 輸入をしている事業者は、TAISコード取得率(介護保険給付対象:貸与)が低い傾向があった。



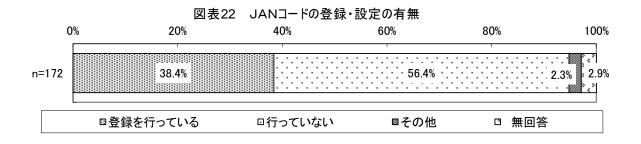
④ TAISコードを取得した理由

TAISコードを取得した理由としては、自社製品の販売促進のため(67.4%)、流通業者等からの要望があったため(47.7%)、自社製品の製造・販売管理のため(20.9%)、その他(4.7%)、無回答(2.3%)であった。



⑤ JANコードの登録・設定の有無

JANコードの登録・設定の有無としては、「登録を行っている」が 38.4%、「行っていない」 が 56.4 %、「その他」が 2.3 %、「無回答」が 2.9 %であった。

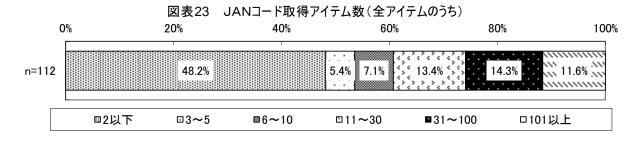


⑥ JANコード取得アイテム数

a) JANコード取得アイテム数(全アイテムのうち)

JANコード取得アイテム数 (全アイテムのうち)としては、「2 以下」が 48.2%、「 $3\sim5$ 」が 5.4%、「 $6\sim10$ 」が 7.1%、「 $11\sim30$ 」が 13.4%、「 $31\sim100$ 」が 14.3%、「101 以上」が 11.6%で あった。

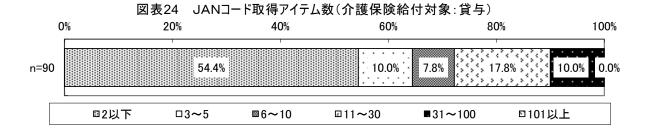
JANコード取得アイテム数(全アイテムのうち)の平均は41.8であった。



b) JANコード取得アイテム数(介護保険給付対象:貸与)

JANコード取得アイテム数(介護保険給付対象:貸与)としては、「2以下」が54.4%、「3~5」が10.0%、「6~10」が7.8%、「11~30」が17.8%、「31~100」が10.0%、「101以上」が0%であった。

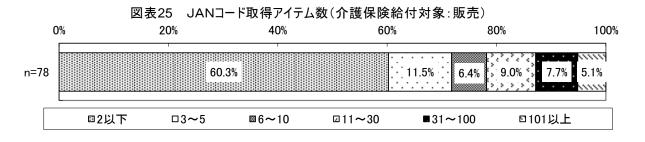
JANコード取得アイテム数(介護保険給付対象:貸与)の平均は11.0であった。



c) JANコード取得アイテム数(介護保険給付対象:販売)

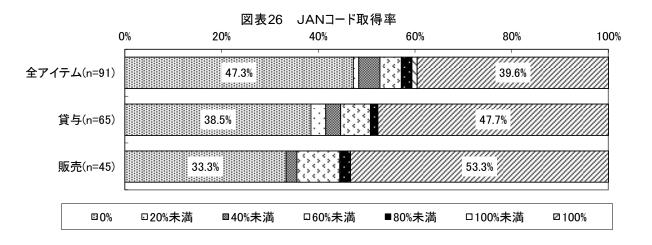
JANコード取得アイテム数 (介護保険給付対象: 販売) としては、「2以下」が 60.3%、「 $3\sim5$ 」 が 11.5%、「 $6\sim10$ 」が 6.4%、「 $11\sim30$ 」が 9.0%、「 $31\sim100$ 」が 7.7%、「101 以上」が 5.1%で あった。

JANコード取得アイテム数(介護保険給付対象:販売)の平均は15.9であった。



⑦ JANコード取得率

JAN コードの取得率を、アイテムの種類別で比較すると、「介護保険給付対象:貸与」の製品よりも、「介護保険給付対象:販売」製品において、取得率が高い傾向がある。



(2) 福祉用具コードの活用について

① 福祉用具コードの活用状況(業務工程別)

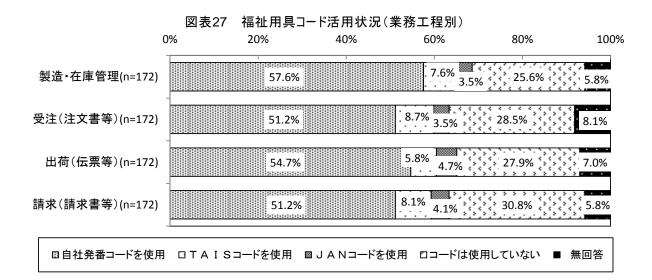
全ての業務工程において、半数以上の事業者が、自社発番コードを使用している。各業 務工程において TAIS コードや JAN コードを活用している事業者はいずれも1割未満であっ た。

製造・在庫管理におけるコード活用状況としては、「自社発番コードを使用」が 57.6%、「T AISコードを使用」が 7.6%、「JANコードを使用」が 3.5%、「コードは使用していない」が 25.6%、「無回答」が 5.8%であった。

受注(注文書等) におけるコード活用状況としては、「自社発番コードを使用」が 51.2%、「TAISコードを使用」が 8.7%、「JANコードを使用」が 3.5%、「コードは使用していない」が 28.5%、「無回答」が 8.1%であった。

出荷(伝票等)におけるコード活用状況としては、「自社発番コードを使用」が 54.7%、「TA ISコードを使用」が 5.8%、「JANコードを使用」が 4.7%、「コードは使用していない」が 27.9%、「無回答」が 7.0%であった。

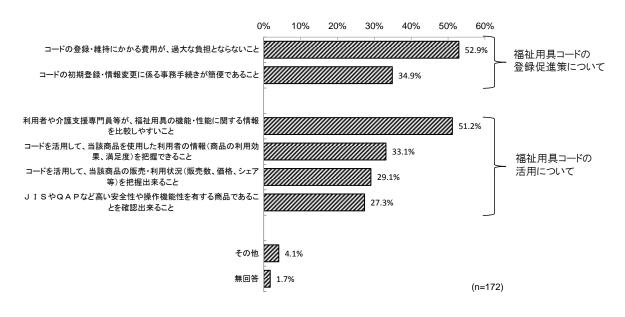
請求(請求書等)におけるコード活用状況としては、「自社発番コードを使用」が 51.2%、「TAISコードを使用」が 8.1%、「JANコードを使用」が 4.1%、「コードは使用していない」が 30.8%、「無回答」が 5.8%であった。



② 福祉用具コードの登録促進、活用促進のために求められる要件

福祉用具コードの登録促進のために多く挙げられた要件は、「コードの登録・維持にかかる費用が、過大な負担にならないこと」(52.9%)、「コードの初期登録・情報変更に係る事務手続きが簡便であること」(34.9%)であった。

福祉用具コードの活用促進のために求められる要件としては、「利用者や介護支援専門員等が、福祉用具の機能・性能に関する情報を比較しやすいこと」(51.2%)、「コードを活用して、当該商品を使用した利用者の情報(商品の利用効果、満足度)を把握できること」(33.1%)、「コードを活用して、当該商品の販売・利用状況(販売数、価格、シェア等)を把握出来ること」(29.1%)、「JIS(日本工業規格認証製品)や QAP(臨床的評価認証製品)など高い安全性や操作機能性を有する商品であることを確認出来ること」(27.3%)といったものだった。



図表28 福祉用具コード活用のために求められる要件

その他の記載内容としては、以下のもの等が挙げられた。

図表29 その他記載内容

- ・ 先ずはメーカー、販売店、貸与事業者、卸販売(貸与)業者が各々どのような関係で、どのような問題があるかを行政等が把握することが先だと思います。私見では半分以下しか理解されていないのでそのような状況でJANやTAISと言っても机上の空論で、各事業者やユーザーが振りまわされて終わりで、業界全体の底上げもできない
- ・ 介護保険や日常生活用具の給付との関連がわかりやすいコード体系が良い
- ・ もっと簡易な登録が望ましい。費用が高額すぎる
- 製品をイメージできるコードNOであること
- ・ 現状ではお客さんに認知されておらず、意味がない
- ・ 1つの製品に複数のコードが存在するのは煩雑である。JANコードを検索することで上記の様な情報が得られるシステムを作るべきである。(福祉用具独自のコードは不要)
- · ISOの基準も含めた安全性

③ 福祉用具の製造・輸入業務に従事される中で、普段感じていること(自由回答)

業務に従事される中で、普段感じていることとしては、以下のものが挙げられた。

図表30 福祉用具の製造・輸入業務に従事される中で、普段感じていること(自由回答)

【福祉用具コードについて】

- ・ TAISコードと介護保険給付対象が必ずしも一致しないのは不便(利用者にとって)
- ・ TAISコード取得のタイミングと、テクノエイド協会が付与する「貸与」「販売」マークについて審査するタイミングが実態に即していない。明らかに厚労省の告示及び解釈通知に合致しているものについては、TAISコードと同時に「貸与」「販売」マークを付与すべき
- ・ 保険者によって、TAIS (貸与マーク)の活用にバラツキがあり、TAISの必要性に疑問を感じる。サイズごとのT AISコード取得はコストがかかりすぎる
- JANコードまたは、TAISコードとあるにも関らず、TAISコード以外、処理できないという地域があるのはおかしい。また登録料も高額すぎる
- ・ TAISコードの目的や将来の方向性について議論はなされているのでしょうか?私見ですが、TAISコードの目的や位置づけが今1つ不明確なように思えます。それがはっきりしない以上、JAN登録を行っている企業にとっては手間が増えるばかりだ
- ・ TAISコードの登録、維持は有料ですが、取得のメリットを感じられない。新規登録の用具情報などを貸与事業者へ情報提供して頂けると、メーカー側・利用側双方メリットと感じると思います。
- ・ 介護担当者は、TAIS コードを知った上で話・実務をするよりも、他事業者が使っているかどうか(横並び)に重点をおいているように感じる
- ・ TAIS発足時は介護保険対象外、製品がその後、用途開発で当然対象となるべきものが排除されるのは不合理、解釈を見直して受入れるべき
- ・ 各市区町村の介護保険課等では、TAISコードがないと介護保険に通せないなどの誤った覚え方をされている
- ・ 数字の羅列で、それ自体が意味を有さないJAN、TAISは実用的ではない。自社コードは、製品名やサイズをコードの中に含ませているのが通例。TAISを福祉用具レンタル可否の判断指標としている自治体があるから取得しているが、それが無くなれば抹消する(経費がムダ)

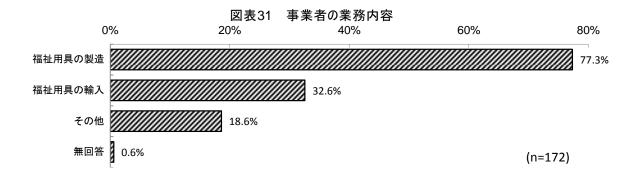
【その他のご意見】

- ・ JISはもとより、ISOも日本がリードして欲しい
- 介護の現場で働いておられる方への、知識の普及がほしい
- 現在特に無し。良好と思う
- ・ おんぶ上手、ほいさっさが介護保険対象になれば、個人で購入可能になり、災害時の緊急移動に活用される のではないか
- ・ 自社製品のレンタル希望があってもレンタル商社の製品なので他府県のレンタルが出来ないので何とかならないか
- 低価格競争が激しくなってきている
- ・ 福祉用具は、やはり特殊なものだと思いますが、世間ではある時は一般材扱い、またある時は特殊なものだといわれる
- 福祉用具を理解できていないケアマネージャーが多い。マンパワーにたよりすぎる
- ・ レンタル業からの立場では、毎年新商品がリリースされる事は、費用が膨らみ、経営を圧迫してしまう、恐れがあり、必要最低限に、とどめて欲しい
- 使用ユーザー様へのオリジナル製品なども、安全性が確認できれば介護保険対象となるとありがたい。
- ・ 輸入元の国との国交を国(政府)が、うまくやってほしい
- ・ 製品の品質、安全性、低価格志向など年々要求が高くなり、コストの増加が懸念される
- ・ ご利用者様に商品を知って頂くためには、販促費用が多大でどうしても商品の価格が高くなる
- ・ 保険給付対象かどうかの判断が市町村で基準のバラつきがありすぎる
- ハイテクノロジーに対しての対応を迅速にしてほしい
- ・ 今後急増する認知症への対策機器を介護保険給付対象とするよう検討してほしい
- ・ 安全第一に考えてます。〈老い〉を共有し目線を低くして、安全に乗りこなせるようにつとめている
- ・ 車イスの中で、電動など、自立支援になりうる物がある事が、理解されるとよい
- 車への乗り降り用の踏み台を介護保険の対象にしてほしい
- ・ 認可は取得したが、なかなか医療の現場に採用されない
- 現場での活用がしやすいものを正しく評価して頂きたい。大手メーカーの商品を優遇することのないように
- ・ 永年当該用具はKKK労働と判断される中、人間工学性の評価に重点を
- 福祉財政の減少など

(3) 回答事業者の基本属性

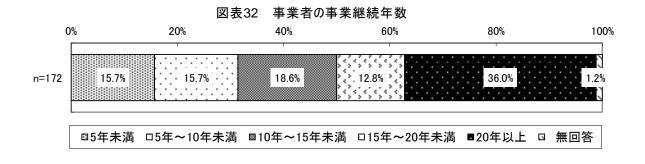
① 業務内容

事業者の業務内容としては、「福祉用具の製造」が 77.3%、「福祉用具の輸入」が 32.6%、「その他」が 18.6%、「無回答」が 0.6%であった。



② 事業継続年数

事業者の事業継続年数については、「20年以上」がもっとも多く、36.0%であった。他には、「5年未満」が 15.7%、「5年~10年未満」が 15.7%、「10年~15年未満」が 18.6%、「15年~20年未満」が 12.8%、「無回答」が 1.2%であった。



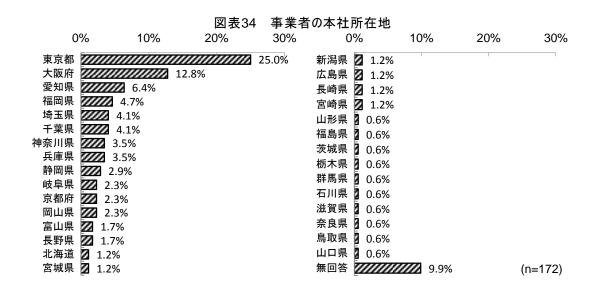
③従業員数

事業者の従業員数としては、「10 名未満」が 49.4%、「10 名~50 名未満」が 30.2%、「50 名~100 名未満」が 6.4%、「100 名~200 名未満」が 5.2%、「200 名以上」が 8.7%であった。 従業員数が 50 名未満の事業者は 79.6%であった。

図表33 事業者の従業員数 0% 20% 40% 60% 80% 100% n=172 8.7% 49.4% 30.2% 6.4% 5.2% ■50名~100名未満 월10名未満 □10名~50名未満 □100名~200名未満 ■200名以上

4 本社所在地

事業者の本社所在地として多く挙げられた回答は、東京都(25.0%)、大阪府(12.8%)、 愛知県(6.4%)、福岡県(4.7%)といったものだった。(全30都道府県)



⑤ 製造・輸入している福祉用具のアイテム数

a) 製造・輸入している福祉用具のアイテム数(全アイテムのうち)

製造・輸入している福祉用具のアイテム数(全アイテムのうち)としては、「2 以下」が 22.5%、「3~5」が 23.2%、「6~10」が 15.2%、「11~30」が 17.4%、「31~100」が 10.9%、「101 以上」 が 10.9%であった。

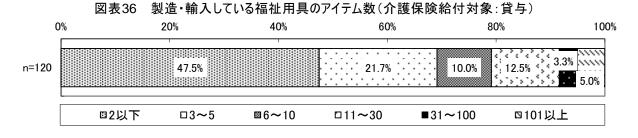
製造・輸入している福祉用具のアイテム数(全アイテムのうち)の平均は53.5であった。

図表35 製造・輸入している福祉用具のアイテム数(全アイテムのうち) 0% 20% 40% 60% 100% n=138 22.5% 23.2% 15.2% ■2以下 **□3~5 ■6~10 □**11~30 **■**31~100 □101以上

b) 製造・輸入している福祉用具のアイテム数(介護保険給付対象:貸与)

製造・輸入している福祉用具のアイテム数(介護保険給付対象:貸与)としては、「2 以下」が 47.5%、「3~5」が 21.7%、「6~10」が 10.0%、「11~30」が 12.5%、「31~100」が 3.3%、「101 以上」が 5.0%であった。

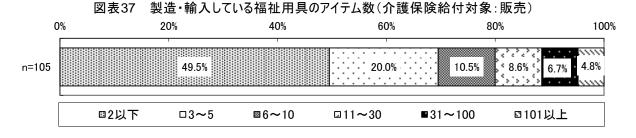
製造・輸入している福祉用具のアイテム数(介護保険給付対象:貸与)の平均は 17.3 であった。



c) 製造・輸入している福祉用具のアイテム数(介護保険給付対象:販売)

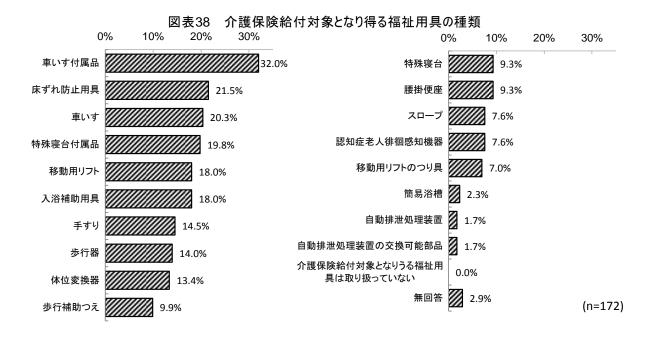
製造・輸入している福祉用具のアイテム数 (介護保険給付対象: 販売)としては、「2 以下」が 49.5%、「 $3\sim5$ 」が 20.0%、「 $6\sim10$ 」が 10.5%、「 $11\sim30$ 」が 8.6%、「 $31\sim100$ 」が 6.7%、「101 以上」が 4.8%であった。

製造・輸入している福祉用具のアイテム数(介護保険給付対象:販売)の平均は 22.1 であった。



⑥ 介護保険給付対象となり得る福祉用具の種類

各事業者が製造・輸入している福祉用具で、介護保険給付対象となり得る福祉用具の種類として多く挙げられた回答は、「車いす付属品」(32.0%)、「床ずれ防止用具」(21.5%)、「車いす」(20.3%)、「特殊寝台付属品」(19.8%)、「移動用リフト」(18.0%)、「入浴補助用具」(18.0%)といったものだった。



⑦ 介護保険給付対象外の福祉用具の種類・用途(自由回答)

介護保険給付対象外の福祉用具の種類・用途としては、以下の回答が挙げられた。

図表39 介護保険給付対象外の福祉用具の種類・用途(自由回答)

- ・ 入浴補助用具、移動用リフトのつり具
- シルバーカー、靴、杖、ステップ
- 衣類
- ・ 呼び出しチャイム、集音機
- 電子白杖
- ・ 杖、防水シーツ、プラスチック手袋
- ステッキ、補修部品
- ・ 体位保持用クッション、ポジショニンググローブ、シーツ
- ・ 1本杖(ひょっこり杖)
- ・ 簡易担架、誤嚥予防用枕、身体サポートアイテム
- リーチャー
- 排泄物処理袋
- すべり止めお風呂マット、消臭すべり止めマット
- ・ 温熱ラテラルサポート
- シルバーカー、自助具
- ・ インソール・サポーター・マット
- ・ 遠隔介護システム(センサー、ソフトウェア)
- ・ ポータブルトイレ用防水シート、浴槽用すべり止めマット、住宅改修用部材
- 緊急呼出し機器、誘導チャイム、表示盤
- 1本物杖、折りたたみ杖
- 認知症ケア機器、呼び出しスイッチ
- ・ 背上げマット
- · 杖
- ・ 車降昇用ステップ台
- まくら(頭部床ずれ防止)
- 高機能エクササイズマシーン
- いす式階段昇降機
- 入浴用品、自助具、コミュニケーション機器など
- ・ ストレッチャー塔載装置(プラットフォーム)
- シルバーカー杖
- ・ 自助具、手すり(設置式)、施設備品等
- ・ 階段昇降機(レール設置型)
- ・ 杖用ひも、アクセサリー
- ・ 1本杖、ヒールプロテクター、シーツ、ベッドパッド、エプロン
- ・ 立位補助具(入浴・トイレ等)・ステップカバー(車いす用)・自動車ボディサポートシステム・車いす用テーブルバック付
- 杖、ベッド用手すり
- ・ ポジショニングクッション・介助補助手袋
- ポジショニングクッション
- ・テーブル
- ・ 電動ベット マット ベット用手すり
- 手動式入浴リフト
- 寝具類、自助具
- 踏み台
- ・ 杖、日常生活支援(つめ処理)、排泄関連(トイレ消臭用品)たたみ(食べこぼしや飲みこぼし時に丸洗いできる商品)、浴槽マットなど
- ・ 自助具、すべり止め商品、シューズ
- 座位保持装置
- ・ IVポール、IVポールホルダー、酸素ボンベホルダーなど※保険者の判断により、給付対象となっているものもある。
- フィッシャー型ステッキ、T字ステッキ
- シルバーカー、いす他

- · 安否確認、予防介護
- 玄関椅子、起立補助椅子、式台(踏台)
- ・ 手動運転装置、点字カードプレス機
- 心拍計
- ・ ストーマ用品、採尿器、収尿器
- 自助具、コミュニケーションエイド
- 移乗パッドなど
- ・ 介護ねまき、防水シーツ、食事用エプロン
- ・シルバーカー、自助具、体温計、紙おむつ
- ・ 腹圧軽減シーツ、防水シーツ
- · 杖

第4章 福祉用具貸与事業所アンケート調査結果

1. アンケート調査の実施概要

(1) 調査目的

本アンケート調査の目的は以下の通りである。

・ 福祉用具貸与事業所における福祉用具商品コード活用状況の把握と、課題の抽出を行う。

(2) 調査対象

全国の福祉用具貸与事業所ⁱの中から全体の50%の無作為抽出にて選出した3,811社の福祉用具貸与事業所を調査対象とした。

(3) 調査方法

郵送配布 • 郵送回収

(4) 有効回答数および回収率

有効回答数は、1951 件 回収率は、51.2%

(5) 調査時期

2012年10月15日~31日

_

ⁱ 全国の福祉用具貸与事業所のリスト化に当たっては、独立行政法人福祉医療機構より介護事業者 DB よりデータ提供を受けた。(抽出時点は 2012 年 9 月 6 日)なお山形県、千葉県、神奈川県、山口県、佐賀県の福祉用具貸与事業所は、各都道府県の介護サービス情報公表システムよりデータを抽出した。

2. 調査結果のポイント

アンケート調査結果を整理すると以下の通りである。

(1) 福祉用具コードの付与状況(取扱アイテムに各コードがふってあるかどうか)

- 「8 割~10 割」の貸与アイテムにTAISコードが付与されている事業所は、79.9%であった。
- ・ 「8 割 \sim 10 割」の貸与アイテムに JAN コードが付与されている事業所は、26.5%であった。

(2) 給付費明細書へ記載するコードの記載状況

【TAISコード】

- ・保険請求の全てをTAISコードで行っている事業所は、33.0%であった。
- ・保険請求の8割以上をTAISコードで行っている事業所は、83.6%であった。
- ・保険請求に TAIS コードを全く使用していない事業所は、5.1%であった。

【JAN コード】

- ・保険請求の全てをJANコードで行っている事業所は、0.7%であった。
- ・保険請求の8割以上をJANコードで行っている事業所は、1.4%であった。
- ・保険請求にJAN コードを全く使用していない事業所は、44.9%であった。

【その他コード】

- ・保険請求の全てをその他コード(ローマ字等)で行っている事業所は、4.2%であった。
- ・保険請求の8割以上をその他コード(ローマ字等)で行っている事業所は、5.3%であった。
- ・保険請求にその他コード(ローマ字等)を全く使用していない事業所は、63.2%であった。

上記のことから、約3割の事業所は、保険請求の全てをTAISコードで行っている。また、約5割の事業所は、原則としてTAISコードを使用し、一部の種目でJANコードやその他コードで保険請求を行っていることがわかる。

「給付費明細書摘要欄に最も多く使用されているコードはTAISコード」という回答が9割近くを占め、種目別の差は見られなかった。

(3) 自由意見

- ・業務効率化のためには記載コードを統一化することが必要であるという意見があったが、 TAIS・JAN どちらかへの統一を望む意見が挙げられた。
- ・ 記載コードの統一化に当たっては、全てのアイテム(サイズ・オプションの区別を含めて) についてユニークなコードが必要であるという意見もみられた。
- TAIS コードについては主に以下のような意見があった。
 - ・ TAIS コードが、異なるサイズ・オプションであっても区別することが出来ず、コードと 実態の乖離がある。
 - ・ 型式の古いものは、TAIS コードの HP 上から削除されてしまい、確認が難しい。
 - ・ 各保険者の保険請求の判断と、TAISコードの関係性が整理されていない。

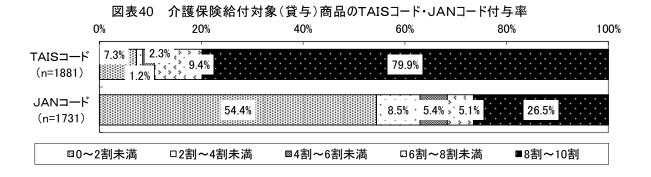
3. 集計結果

(1) 福祉用具コードの付与状況

① 介護保険給付対象(貸与)商品のTAISコード・JANコード付与率

介護保険給付対象(貸与)商品のTAISコード付与率としては、「0~2 割未満」が 7.3%、「2 割~4 割未満」が 1.2%、「4 割~6 割未満」が 2.3%、「6 割~8 割未満」が 9.4%、「8 割~10 割」が 79.9%であった。

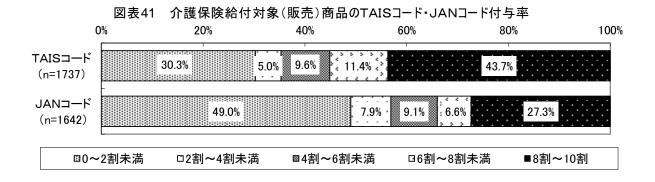
介護保険給付対象(貸与)商品のJANコード付与率としては、 $[0\sim2]$ 割未満」が54.4%、[2] 割~4割未満」が8.5%、[4] 割~6割未満」が5.4%、[6] 割~8割未満」が5.1%、[8] 割~10割」が26.5%であった。



② 介護保険給付対象(販売)商品のTAISコード・JANコード付与率

介護保険給付対象(販売)商品のTAISコード付与率としては、 $[0\sim2]$ 割未満」が 30.3%、 [2] 割~4 割未満」が 5.0%、[4] 割~6 割未満」が 9.6%、[6] 割~8 割未満」が 11.4%、[8] 割~10 割」が 43.7%であった。

介護保険給付対象(販売)商品のJANコード付与率としては、「0~2割未満」が49.0%、「2割~4割未満」が7.9%、「4割~6割未満」が9.1%、「6割~8割未満」が6.6%、「8割~10割」が27.3%であった。



③ その他の商品(保険給付対象外)のTAISコード・JANコード付与率

その他の商品 (保険給付対象外)のTAISコード付与率としては、 $\lceil 0 \sim 2$ 割未満」が 49.6%、 $\lceil 2$ 割 ~ 4 割未満」が 9.8%、 $\lceil 4$ 割 ~ 6 割未満」が 10.7%、 $\lceil 6$ 割 ~ 8 割未満」が 7.0%、 $\lceil 8$ 割 ~ 10 割」が 22.9%であった。

その他の商品(保険給付対象外)のJANコード付与率としては、「0~2 割未満」が 57.3%、「2 割~4 割未満」が 8.2%、「4 割~6 割未満」が 9.5%、「6 割~8 割未満」が 6.0%、「8 割~10 割」が 19.0%であった。

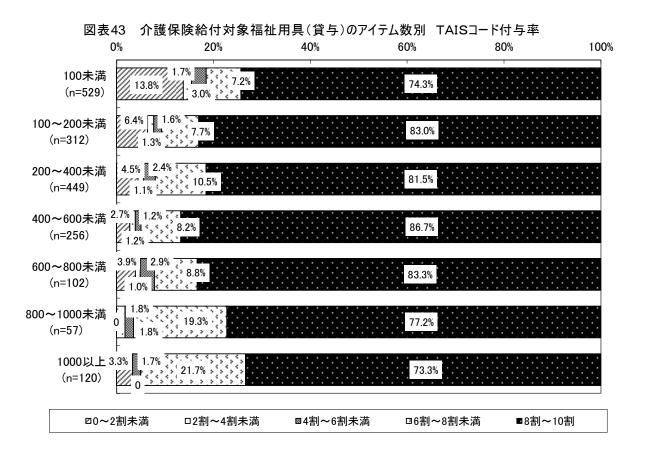
0% 20% 60% 80% 100% 40% TAISコード 49.6% 10.7% - 9.8% 7.0% 22.9% (n=1530) JANコード 57.3% 8.2% 9.5% 6.0% 19.0% (n=1499) □0~2割未満 □2割~4割未満 ■4割~6割未満 □6割~8割未満 ■8割~10割

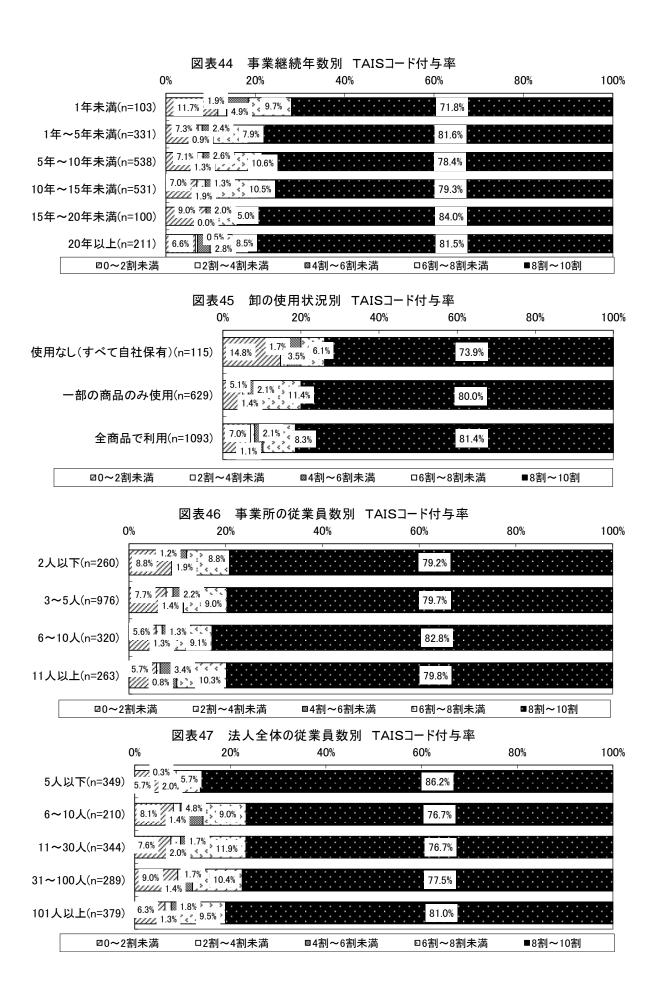
図表42 その他の商品(保険給付対象外)のTAISコード・JANコード付与率

④ 介護保険給付対象(貸与)商品のTAISコード付与率(クロス集計)

事業所等の属性別の介護保険給付対象(貸与)商品のTAISコード付与率としては、

- ・介護保険給付対象福祉用具(貸与)のアイテム数が少ない事業所、またアイテム数が多い事業所では、TAISコード付与率が低かった。
- ・事業継続年数別では、TAISコード付与率にあまり差がみられなかった。
- ・卸を使用していない事業所は、TAISコード付与率が低かった。
- ・事業所の従業員数別、法人全体の従業員数別では、TAISコード付与率にあまり差が みられなかった。





⑤介護保険給付対象(貸与)商品のTAISコード付与率(事業所所在地別)

TAISコード付与率が「8割~10割」である事業所が多い都道府県の上位5つは、「山梨県」 (100.0%)、「山口県」(95.8%)、「和歌山県」(95.8%)、「島根県」(91.7%)、「山形県」(90.5%) であった。

図表48 事業所所在地別 TAISコード付与率

			0~2割	2割~4	4割~6	6割~8	8割~
		合計	未満	割未満	割未満	割未満	10割
	北海道	76	11.8%	2.6%	1.3%	6.6%	77.6%
	青森県	28	14.3%	0.0%	0.0%	3.6%	82.1%
	岩手県	22	4.5%	0.0%	0.0%	9.1%	86.4%
	宮城県	34	2.9%	0.0%	8.8%	5.9%	82.4%
	秋田県	20	15.0%	0.0%	0.0%	15.0%	70.0%
	山形県	21	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	90.5%
	福島県	39	12.8%	0.0%	2.6%	2.6%	82.1%
	茨城県	28	7.1%	3.6%	0.0%	3.6%	85. 7%
	栃木県	24	8.3%	0.0%	8.3%	4. 2%	79. 2%
事	群馬県	25	16.0%	4.0%	0.0%	16.0%	64.0%
業	埼玉県	71	4. 2%	2.8%	1.4%	9.9%	81.7%
所	千葉県	56	1.8%	1.8%	3.6%	10.7%	82.1%
所	東京都	148	6.8%	0.0%	2. 7%	5.4%	85.1%
在	神奈川県	74	6.8%	1.4%	1.4%	5.4%	85.1%
地	新潟県	34	2.9%	2.9%	8.8%	2.9%	82.4%
	富山県	19	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	89.5%
	石川県	23	4.3%	4.3%	0.0%	8. 7%	82.6%
	福井県	11	9.1%	0.0%	0.0%	27. 3%	63.6%
	山梨県	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	長野県	36	16. 7%	0.0%	5.6%	2.8%	75.0%
	岐阜県	33	12.1%	0.0%	0.0%	12.1%	75.8%
	静岡県	56	10.7%	0.0%	0.0%	5.4%	83.9%
	愛知県	107	5.6%	0.0%	1.9%	15.0%	77.6%
	三重県	27	14.8%	0.0%	0.0%	29.6%	55.6%

			0~2割	2割~4	4割~6	6割~8	8割~
		合計	未満	割未満	割未満	割未満	10割
	滋賀県	20	5.0%	0.0%	0.0%	25.0%	70.0%
	京都府	18	5.6%	0.0%	0.0%	5.6%	88.9%
	大阪府	204	3.4%	0.5%	3.4%	10.3%	82.4%
	兵庫県	83	9.6%	3.6%	2.4%	12.0%	72.3%
	奈良県	32	18.8%	0.0%	0.0%	12.5%	68.8%
	和歌山県	24	0.0%	0.0%	0.0%	4. 2%	95.8%
	鳥取県	9	11.1%	0.0%	11.1%	11.1%	66.7%
	島根県	12	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	91.7%
事	岡山県	28	3.6%	0.0%	0.0%	7.1%	89.3%
*	広島県	45	4.4%	2.2%	2.2%	8.9%	82.2%
所	山口県	24	0.0%	0.0%	0.0%	4. 2%	95.8%
所	徳島県	20	20.0%	0.0%	5.0%	5.0%	70.0%
在	香川県	28	3.6%	3.6%	3.6%	10.7%	78.6%
地	愛媛県	24	20.8%	0.0%	0.0%	12.5%	66.7%
45	高知県	8	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	87.5%
	福岡県	60	5.0%	3.3%	1.7%	11. 7%	78.3%
	佐賀県	8	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	75.0%
	長崎県	28	7.1%	3.6%	7.1%	7.1%	75.0%
	熊本県	36	2.8%	2.8%	2.8%	11.1%	80.6%
	大分県	25	12.0%	4.0%	4.0%	12.0%	68.0%
	宮崎県	15	6.7%	0.0%	0.0%	26. 7%	66.7%
	鹿児島県	30	13.3%	0.0%	0.0%	20.0%	66.7%
	沖縄県	20	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	90.0%

(2)「給付費明細書」摘要欄への記載コードの使用状況

①「給付費明細書」摘要欄への記載コードの記載率

【TAISコード記載率】

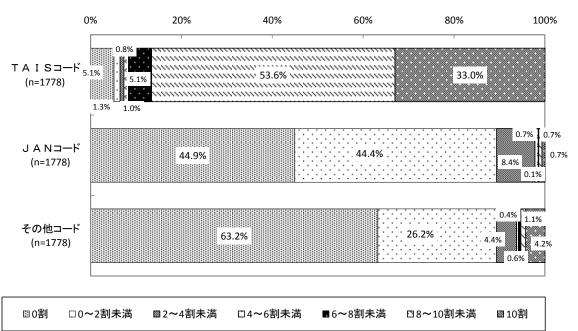
「給付費明細書」摘要欄へのTAISコード記載率としては、「0割」が5.1%、「0~2割未満」が1.3%、「2割~4割未満」が0.8%、「4割~6割未満」が1.0%、「6割~8割未満」が5.1%、「8割~10割未満」が53.6%、「10割」が33.0%であった。

【JANコード記載率】

「給付費明細書」摘要欄へのJANコード記載率としては、「0割」が44.9%、「0~2割未満」が44.4%、「2割~4割未満」が8.4%、「4割~6割未満」が0.7%、「6割~8割未満」が0.1%、「8割~10割未満」が0.7%、「10割」が0.7%であった。

【その他コード記載率】

「給付費明細書」摘要欄へのその他コード記載率としては、「0 割」が 63.2%、「 $0\sim2$ 割未満」が 26.2%、「2 割~4 割未満」が 4.4%、「4 割~6 割未満」が 0.4%、「6 割~8 割未満」が 0.6%、「8 割~10 割未満」が 1.1%、「10 割」が 4.2%であった。

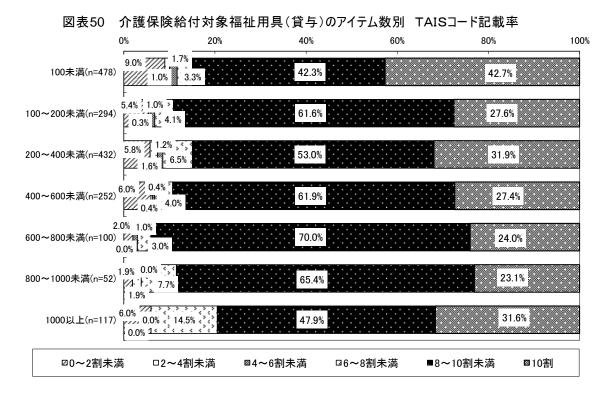


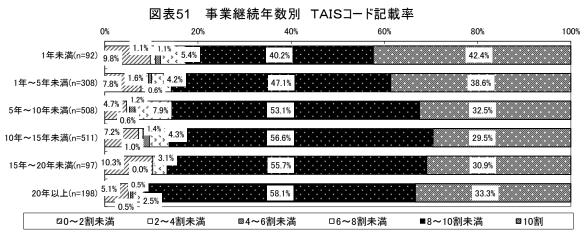
図表49 「給付費明細書」摘要欄への記載コードの記載率

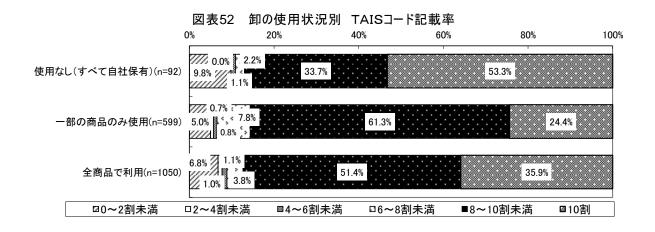
②「給付費明細書」摘要欄へのTAISコード記載率(クロス集計)

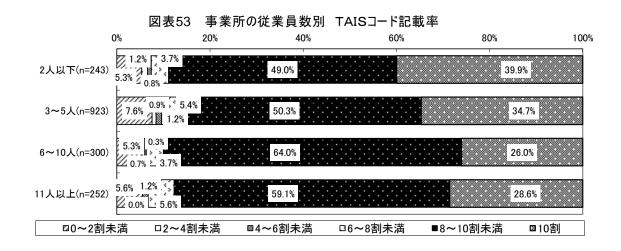
事業所等の属性別の「給付費明細書」摘要欄へのTAISコード記載率としては、

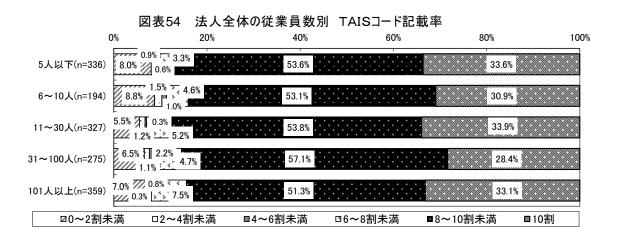
- ・介護保険給付対象福祉用具(貸与)のアイテム数が「100未満」の事業所では、TAISコード記載率が高かった。
- ・ 事業継続年数別では、TAISコード記載率にあまり差がみられなかった。
- ・ 卸を使用していない事業所は、TAISコード記載率が「10割」の事業所が多かった。
- ・事業所の従業員数別、法人全体の従業員数別では、TAISコード記載率にあまり差が みられなかった。











③ 「給付費明細書」摘要欄へのTAISコード記載率(事業所所在地別)

TAISコード記載率が「10 割」である事業所が多い都道府県の上位5つは、「福島県」(50.0%)、「岡山県」(50.0%)、「長崎県」(48.1%)、「山口県」(47.8%)、「岩手県」(47.6%)であった。

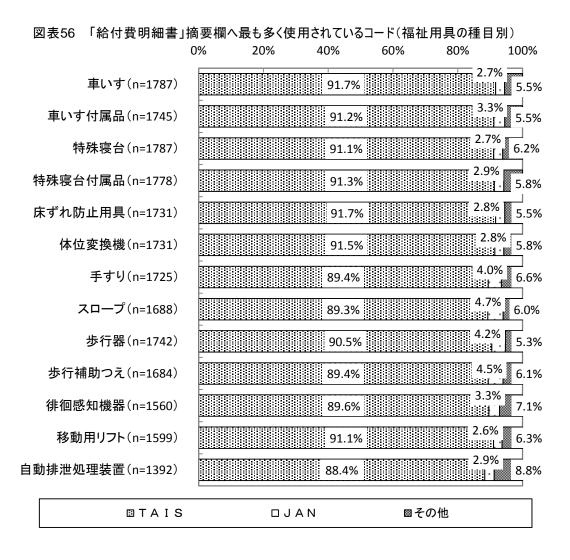
図表55 事業所所在地別 TAISコード記載率

						<u> </u>	~ 1/1/1/	1 12 10	////	1/101		₹ ~ —					
			0~2割	2~4割	4~6割	6~8割	8~10					0~2割	2~4割	4~6割	6~8割	8~10	
		合計	未満	未満	未満	未満	割未満	10割			合計	未満	未満	未満	未満	割未満	10割
	北海道	70	8.6%		2.9%	7.1%	51.4%	30.0%		滋賀県	19	5.3%			15.8%	57.9%	21.1%
	青森県	26	19.2%			3.8%	34.6%	42.3%		京都府	15		6.7%		6. 7%	73.3%	13.3%
	岩手県	21	14.3%			4.8%	33.3%	47.6%		大阪府	197	4.1%	1.0%		6.6%	58.9%	29.4%
	宮城県	34	2.9%	2.9%		5.9%	52.9%	35.3%		兵庫県	74	5.4%	1.4%	1.4%	1.4%	58.1%	32.4%
	秋田県	21	19.0%				57.1%	23.8%		奈良県	28	7.1%		3.6%	3.6%	60.7%	25.0%
	山形県	22	4.5%	4.5%		9.1%	59.1%	22. 7%		和歌山県	23	4.3%			4.3%	60.9%	30.4%
	福島県	36	5.6%	5.6%		2.8%	36.1%	50.0%		鳥取県	8	25.0%				37.5%	37.5%
	茨城県	29	10.3%	3.4%		3.4%	48.3%	34.5%		島根県	12	8.3%				75.0%	16.7%
	栃木県	22	9.1%			4.5%	40.9%	45.5%	事	岡山県	26				3.8%	46.2%	50.0%
事	群馬県	24	16.7%	4.2%		20.8%	41.7%	16.7%	業	広島県	41	7.3%				51.2%	41.5%
業	埼玉県	68	4.4%		2.9%	2.9%	50.0%	39.7%	所	山口県	23	4.3%			4.3%	43.5%	47.8%
所	千葉県	54	1.9%		1.9%	5.6%	59.3%	31.5%	所	徳島県	18	11.1%			5.6%	38.9%	44.4%
所	東京都	139	7.9%	0.7%	0.7%	2.9%	51.8%	36.0%	在	香川県	26	3.8%			3.8%	53.8%	38.5%
在	神奈川県	68	8.8%		1.5%	1.5%	57.4%	30.9%	地	愛媛県	21	9.5%			9.5%	47.6%	33.3%
地	新潟県	35	8.6%		2.9%	17.1%	57.1%	14.3%	16	高知県	8	12.5%				62.5%	25.0%
	富山県	17	5.9%				52.9%	41.2%		福岡県	61	9.8%	1.6%			52.5%	36.1%
	石川県	21			4.8%	4.8%	61.9%	28.6%		佐賀県	7					57.1%	42.9%
	福井県	11	18. 2%				63.6%	18.2%		長崎県	27	7.4%	3.7%			40.7%	48.1%
	山梨県	7	14.3%				42.9%	42.9%		熊本県	35			5. 7%	2.9%	60.0%	31.4%
	長野県	33	9.1%		3.0%	3.0%	60.6%	24. 2%		大分県	23		4.3%	4.3%	4.3%	47.8%	39.1%
	岐阜県	34	8.8%			2.9%	55.9%	32.4%		宮崎県	15	6. 7%		6. 7%	20.0%	40.0%	26. 7%
	静岡県	54	1.9%	1.9%		7.4%	55.6%	33.3%		鹿児島県	29	10.3%			17.2%	44.8%	27.6%
	愛知県	97	6. 2%		1.0%	4.1%	56. 7%	32.0%		沖縄県	19					78.9%	21.1%
1	三重県	25	8.0%		4.0%	12.0%	52.0%	24.0%									

④ 「給付費明細書」摘要欄へ最も多く使用されているコード(福祉用具の種目別)

「給付費明細書」摘要欄へ最も多く使用されているコードとしては、全種目においてTAISコードを使用している事業所が圧倒的に多く、90%前後の事業所がTAISコードを使用していた。

「給付費明細書」摘要欄へ最も多く使用されているコードでは、福祉用具の種目による差はみられなかった。



(3) 福祉用具コードの活用状況

① 各業務工程の最多使用コード

「コード未使用」の事業所は、各業務工程通して3割強であった。また、「TAISコードを使 用」している事業所は、各業務工程通して3~4割程度であったⁱ。

仕入(商品発注、商品入庫等)における最多使用コードとしては、「TAISコード」が 31.9%、 「JANコード」が 5.3%、「その他コード」が 31.4%、「コード未使用」が 31.4%であった。

納品(受注管理、出庫、使用中の管理等)における最多使用コードとしては、「TAISコード」 が 33.6%、「JANコード」が 4.1%、「その他コード」が 31.7%、「コード未使用」が 30.6%であっ た。

請求(利用者への請求)における最多使用コードとしては、「TAISコード」が 40.3% 、「JAN コード」が 2.7%、「その他コード」が 24.9%、「コード未使用」が 32.1%であった。

在庫管理(消毒、保管、再出庫等)における最多使用コードとしては、「TAISコード」が 26.8%、「JANコード」が 3.0%、「その他コード」が 34.2%、「コード未使用」が 36.0%であっ た。

図表57 各業務工程の最多使用コード

0% 20% 40% 60% 80% 100% 仕入(商品発注、商品入庫等) 31.9% 5.3% 31.4% 31.4% 33.6% 4.1% 31.7% 30.6% 2.7% 24.9% 40.3% 26.8% 3.0% 34.2% 36.0% essession **s**

(n=1814)

納品(受注管理、出庫、使用中の管理等) (n=1814)

> 請求(利用者への請求 ※保険者への請求については別途) (n=1825)

在庫管理(消毒、保管、再出庫等) (n=1717)

図その他コード ■ TAIS⊐ード ロJANコード ロコード未使用

ⁱ 本設問の集計結果について、複数の委員から「仕入、納品、請求、在庫管理の業務工程においても、 最多使用コードが TAIS コードと回答する事業所が、現場の実態に比べて多くを反映していないのでは ないか。」といった意見があった。また、テクノエイド協会が過去に実施した調査では、福祉用具貸与事 業所を対象としたアンケート調査において、車いすの管理・流通工程におけるコードの活用状況を把握 しているが、TAIS コードの使用割合は、仕入・納品・在庫管理のいずれのプロセスも 10%程度であった。 (出所)「平成16年3月『介護保険における福祉用具コード活用のための実態等の調査研究事業』(財 団法人テクノエイド協会)」本アンケート調査では、設問や選択肢に関する記載が不十分であり、適切な 回答が得られなかったものと考えられる。

② 福祉用具コード活用に関する自由意見(抜粋)

福祉用具コード活用に関する自由意見としては、以下のものが挙げられた。

図表58 福祉用具コード活用に関する自由意見

【TAIS コードの発番基準について】

- ・ TAISの場合、同一品名異サイズで、一つのコードを使用しているメーカーがあるが、価格が違う場合の区別ができず、不便している。また、TAISの付与のない商品も多く、データベース作成時の手間が、煩雑なため、統一コード(できればJAN)を使いたい
- ・ レンタル品でオプションなし オプション付きなどになると単価は違うのにTAISが重なり、二重価格のようになってしまう。販売品についてはカタログに記載されていない物の方が多いのでメーカー品番又はカタログ品番使用
- ・ TAISコードの商品で、何種類かアイテムがあるが、全て同じTAISコードとなっている。それぞれにコードがあればよい
- ・ 卸業者によりTAISコードが異なる場合がある
- ・ 国保連介護給付適正化システムのように価格のみの比較に利用することには反対。 仕様やオプション取付でも コードは同じであり、実態との相違がある
- ・ すべての商品(レンタル品)にユニークなTAISコードを設定してほしい
- ・ 同じTAISコードで、サイズ違いや色違いがあり、しかも価格が異なるものがあるので管理に困る。もっとTAISを 取得しやすくして、管理しやすくしてほしい
- ・ サイズ等を区別するのに同一のコードでは認識ができない商品があるため、コードの語尾に独自の記号を加えて 区別しているので、手間がかかる

【統一コードについて】

- ・ 全ての商品に設定されているわけではないので、統一化する必要があるのではないか・同商品でも規格・サイズ ごとのTAIS設定が必要と思うが統一されていない
- ・ TAISコードに統一してほしい
- ・ JANで統一してほしい。用具のサイズ別に付いておらず不便
- ・ TAISコードしか使っていない(請求のみ)特に問題点はない
- ・ TAISコードかJANコードに統一出来ないでしょうか。理由があって不可能の場合、商品ごとにTAISコードとJA Nコードを付与することは出来ないか

【TAIS コードの更新について】

- ・ TAISコードを調べる際、型式が古くテクノエイド等の検索を利用してもコードの表示が無いものがある。データベースの増強が望ましい
- ・ TAISが更新されていくと、過去の商材を使用する時に確認できず、困る事がある
- ・ TAISコードの登録が年に2回しかないと聞きました。用具発売時にTAISコードがない場合があり、半年以上たってつくことがある

【保険給付の判断材料としての TAIS コード】

- ・ TAIS コードのテクノエイド協会を通じての登録と登録システム自体が疑問だ。テクノエイド協会が発行するコード の付与されてないものはレンタルの対象にならないかのように思われている
- ・ TAISコードは、介護保険貸与商品の認定コードではないにもかかわらず自治体によっては、TAISコードがあればレンタル可とする所もあり、制度開始時には、到底認められないであろう商品がTAISコードを保有しているからといって市場に出回りレンタルされていることに少なからず疑問を抱く
- ・ コードを取らせる以上はどこの自治体でもレンタルを認めるべき
- ・ 現在、TAISコードが必要な部分は保険請求のみであり、実際このコードが本当に必要かどうかには疑問。「TAI Sコードがあればレンタル可能」みたいな勘違いをしているケアマネも多い

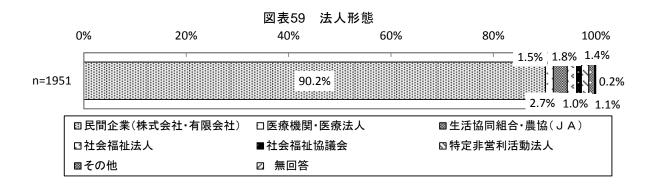
【福祉用具コードの活用について】

単なる価格の比較の利用だけでなく、用具の効果やサービスの質の向上に資するコード活用を望む

(4) 事業所の属性

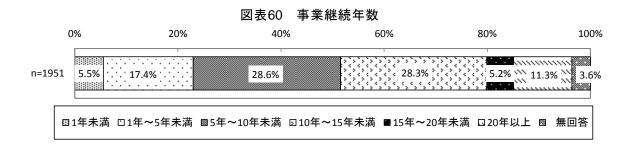
① 法人形態

事業所の法人形態としては、「民間企業(株式会社・有限会社)」が90.2%、「医療機関・医療法人」が1.5%、「生活協同組合・農協(JA)」が2.7%、「社会福祉法人」が1.8%、「社会福祉協議会」が1.0%、「特定非営利活動法人」が1.4%、「その他」が1.1%、「無回答」が0.2%であった。



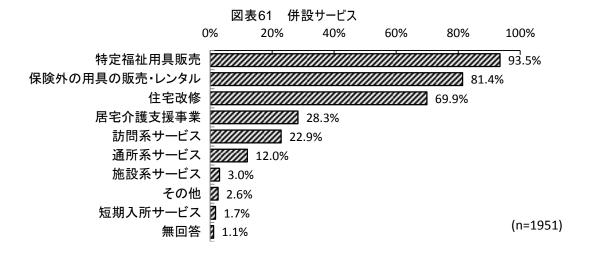
② 事業継続年数

事業所の事業継続年数としては、「1 年未満」が 5.5%、「1 年~5 年未満」が 17.4%、「5 年~10 年未満」が 28.6%、「10 年~15 年未満」が 28.3%、「15 年~20 年未満」が 5.2%、「20 年以上」が 11.3%、「無回答」が 3.6%であった。



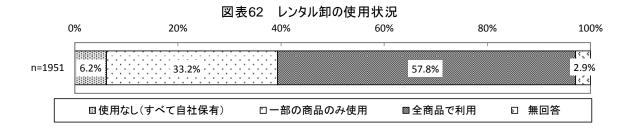
③ 併設サービス

事業所の併設サービスとして多く挙げられた回答は、「特定福祉用具販売」(93.5%)、「保険外の用具の販売・レンタル」(81.4%)、「住宅改修」(69.9%)、「居宅介護支援事業」(28.3%)、「訪問系サービス」(22.9%)、「通所系サービス」(12.0%)といったものだった。



④ レンタル卸の使用状況

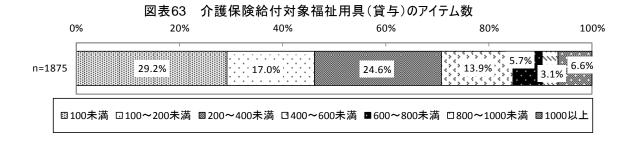
事業所のレンタル卸の使用状況としては、「使用なし(すべて自社保有)」が 6.2%、「一部 の商品のみ使用」が 33.2%、「全商品で利用」が 57.8%、「無回答」が 2.9%であった。



⑤ 取り扱っている福祉用具のアイテム数

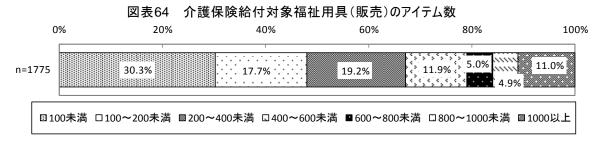
a) 介護保険給付対象福祉用具(貸与)のアイテム数

取り扱っている介護保険給付対象福祉用具(貸与)のアイテム数としては、「100 未満」が29.2%、「100~200未満」が17.0%、「200~400未満」が24.6%、「400~600未満」が13.9%、「600~800未満」が5.7%、「800~1000未満」が3.1%、「1000以上」が6.6%であった。



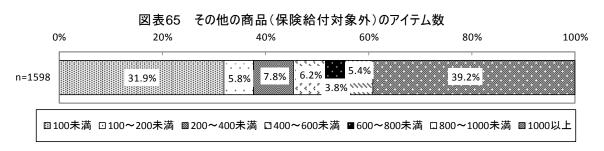
b) 介護保険給付対象福祉用具(販売)のアイテム数

取り扱っている介護保険給付対象福祉用具(販売)のアイテム数としては、「100 未満」が 30.3%、「 $100\sim200$ 未満」が 17.7%、「 $200\sim400$ 未満」が 19.2%、「 $400\sim600$ 未満」が 11.9%、「 $600\sim800$ 未満」が 5.0%、「 $800\sim1000$ 未満」が 4.9%、「1000 以上」が 11.0%であった。



c) その他の商品(保険給付対象外)のアイテム数

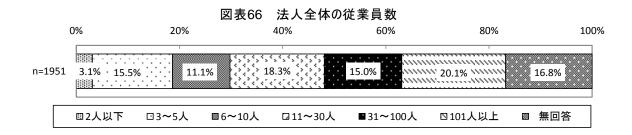
取り扱っているその他の商品(保険給付対象外)のアイテム数としては、「100 未満」が 31.9%、「100~200 未満」が 5.8%、「200~400 未満」が 7.8%、「400~600 未満」が 6.2%、 「600~800 未満」が 3.8%、「800~1000 未満」が 5.4%、「1000 以上」が 39.2%であった。



⑥ 法人全体の従業員数

法人全体の従業員数としては、「2 人以下」が 3.1%、「3~5 人」が 15.5%、「6~10 人」が

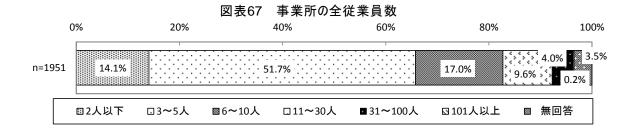
11.1%、「11~30人」が18.3%、「31~100人」が15.0%、「101人以上」が20.1%、「無回答」が16.8%であった。



⑦ 事業所の全従業員数

事業所の全従業員数としては、「2 人以下」が 14.1%、「 $3\sim5$ 人」が 51.7%、「 $6\sim10$ 人」が 17.0%、「 $11\sim30$ 人」が 9.6%、「 $31\sim100$ 人」が 4.0%、「101 人以上」が 0.2%、「無回答」が 3.5%であった。

事業所の全従業員数の平均は8.0人であった。



⑧ 事業所所在地

事業所所在地は、大阪府(10.8%)、東京都(7.8%)、愛知県(5.7%)、兵庫県(4.3%)等であった。(全 47 都道府県)

					図表68	事	業所用	听在地					
(0%	5%	10%	15%	()%	5%	10%	15%	0%	5%	10%	15%
大東愛兵北奈埼福千静広福新長岐熊 大東愛兵北奈埼福千静広福新長岐熊 阪京知庫海川玉岡葉岡島島潟野阜本 府都県県道県県県県県県県県県	7/////////////////////////////////////	3.9% 3.8% 3.7% 3.4% 3.0% 3.0% 2.4%	7.8% 7% %	0.8%	鹿宮奈児青茨長岡香群三愛大栃石山歌城良島森城崎山川馬重媛分木川口山県県県県県県県県県県県県県県県県県県県		1.8% 1.7% 1.6% 1.5% 1.5% 1.5% 1.5% 1.4% 1.3% 1.3% 1.3% 1.3% 1.3%			徳滋沖富京宮島福山鳥高島賀縄山都崎根井梨取知県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	1.2% 1.1% 1.0% 1.0% 1.0% 1.0% 0.9% 0.7% 0.7% 0.5%	, (n=	÷1951)

第5章 介護給付実績データの分析結果

1. 分析の概略

(1) 分析の目的

本データの分析の目的は以下の通りである。

- ・ 福祉用具の保険給付に関わる介護保険給付データより、福祉用具コードの記載状況について実態把握を行う。
- ・保険者における福祉用具商品コードを活用した給付費適正化のあり方について検討を 行う。

(2) 分析対象データ

分析に使用したデータは、以下の2つである。

- ・神奈川県横浜市 介護給付実績 明細データ全件(福祉用具貸与サービスのみ) 平成24年5月審査分~7月審査分
- ・北海道札幌市 介護給付実績 明細データ全件(福祉用具貸与サービスのみ) 平成24年5月審査分~7月審査分

なお、上記のデータは、事務局より、本調査研究事業の検討会委員である神奈川県横浜 市並びに北海道札幌市の介護保険課長に対して文書にてデータ提供依頼を行い、提供を 受けたものである。

データを受領するに当たっては、要介護者・要支援者等の氏名、被保険者番号等の個人 を特定できる可能性のある項目については、事前に削除して頂いたうえで受領した。

(3) 分析の進め方について

① 摘要欄の記載内容の分類手順

摘要欄の記載内容の分類手順は以下の通りである。

図表69 摘要欄の記載内容の分類手順

【TAIS コード】

- ①TAIS コードの一覧リストを、テクノエイド協会のホームページよりダウンロードし、マッチングを確認
- ②「0 から始まり、ハイフンを含むもの」をTAISコード記載群と定義し、①に含まれないものを記載ミスとして分類

【JAN コード】

- ①「4から始まり、8桁または13桁のもの」を正しいJANコードと定義し、マッチングを確認
- ②「4から始まるもの」を JAN コード記載群と定義し、①に含まれないものを記載ミスとして分類

【その他】

TAIS コード、JAN コードに含まれないものについて分類

② 摘要欄の記載内容の分類方法

摘要欄の記載内容の分類方法は以下の図表の通りである。正しく記載されたコードに加えて、TAIS コードや JAN コードの記載ミスについても分類を行った。

図表70 摘要欄の記載内容の分類方法

	<u> </u>	(10 胸女側の記載内合の刀規刀は
	項目名	項目内容
TAIS	TAIS⊐—۴	テクノエイド協会HPに掲載されたTAISコードが正しく記載されているもの
群	TAISコード(HP非掲載)	テクノエイド協会HPから現在は削除されたTAISコードが正しく記載されている
	TAIS記載ミス(修正後商品コードマッチング)	空白を削除したり、英字を削除したり等を実施し、桁数等を修正した結果、TAISコードとマッチングしたもの
	TAIS記載ミス(修正後企業コードマッチング)	空白を削除したり、英字を削除したり等を実施し、桁数等を修正した結果、会社コードのみマッチングし、商品コードがマッチングしなかったもの
	TAIS記載ミス(商品コード 6桁未満)	TAISコードの会社コードのみマッチングしたが、商品コードが6桁未満のもの
	TAIS記載ミス(商品コード 7桁以上)	TAISコードの会社コードのみマッチングしたが、商品コードが7桁以上のもの
	TAIS記載ミス(商品コード 複数)	TAISコードの会社コードのみマッチングしたが、商品コードが、「/」「-」等で複数に分けられているもの
	TAIS記載ミス(商品コード 英字)	TAISコードの会社コードのみマッチングしたが、商品コードに英字が含まれているもの
	TAIS未マッチング(12桁)	TAISコードとマッチングしなかった、頭「O」から始まるハイフンを含んで12桁の数字のもの
	TAIS未マッチング(12桁未満)	TAISコードとマッチングしなかった、頭「O」から始まるハイフンを含んで12桁未満の数字のもの
	TAIS未マッチング(13桁以上)	TAISコードとマッチングしなかった、頭「O」から始まるハイフンを含んで13桁以上の数字のもの
	TAIS未マッチング(英字)	TAISコードとマッチングしなかった、頭「0」から始まる数字とハイフン、英字で構成されているもの
JAN	JAN⊐—ド	8桁又は13桁の正しいJANコードが記載されているもの
群	JANコード記載ミス(ハイフン削除後マッチング)	ハイフンを除く、もしくは英字を除くと、JANコードになるもの
	JANコード記載ミス(「JAN」削除後マッチング)	「JAN」という英字が含まれており、それを除くと、JANコードになるもの
	JANコード記載ミス (桁不足)	頭「4」から始まるが、桁が足りないもの
	JANコード記載ミス(桁以上)	頭「4」から始まり、桁が14桁以上のもの
	JANコード記載ミス(英字)	頭「4」から始まり、英字が含まれているもの
その他	ローマ字コード	数字とハイフンが入っているもの
	数字のみ	数字のみが入っているもの
	数字英字	数字で始まり、かつハイフンと英字が含まれているもの
	英字	英字で始まるもの ※カタカナが含まれているものは除く
	英字-有	英字で始まり、かつハイフンが含まれているもの ※カタカナが含まれているものは除く
	カナ有	カタカナが含まれているもの
	カナー有	カタカナが含まれており、かつハイフンが含まれているもの
	不明	上記で分類できなかったもの

2. コードの記載状況

(1) 福祉用具コードの記載状況

「TAIS コード」が正確に記載されていた割合は、横浜市・札幌市ともに70%強であった。次いで割合が多いのが、「TAIS コード(HP 非掲載)」であり、「TAIS コード」と「TAIS コード(HP 非掲載)」の合計で85%以上を占めていた。

JAN コードによる記載は概ね 3%であった一方、その他として、「ローマ字コード」が横浜市・ 札幌市ともに 4~6%程度存在していた。

図表71 福祉用具コードの記載状況

		// **	横浜市(3か	月合計)	札幌市(3か	月合計)
		分類	件数	割合(%)	件数	割合(%)
TAIS	TAISコード		329,080	72.1%	110,691	73.8%
群	TAIS⊐−ド	(HP非掲載)	66,878	14.7%	17,681	11.8%
	その他		11,772	2.6%	7,256	4.8%
		TAIS記載ミス(修正後商品コードマッチング)	2,758	0.6%	198	0.1%
		TAIS記載ミス(修正後企業コードマッチング)	633	0.1%	30	0.0%
		TAIS記載ミス(商品コード 6桁未満)	1,221	0.3%	387	0.3%
		TAIS記載ミス(商品コード 7桁以上)	495	0.1%	193	0.1%
	(内訳)	TAIS記載ミス(商品コード 複数)	45	0.0%	1	0.0%
	() , , ,	TAIS記載ミス(商品コード 英字)	817	0.2%	2,199	1.5%
		TAIS未マッチング(12桁)	4,496	1.0%	3,484	2.3%
		TAIS未マッチング(12桁未満)	164	0.0%	240	0.2%
		TAIS未マッチング(13桁以上)	1,096	0.2%	486	0.3%
		TAIS未マッチング(英字)	47	0.0%	38	0.0%
JAN	JANコード		13,822	3.0%	4,698	3.1%
群	その他		1,030	0.2%	1,634	1.1%
		JANコード記載ミス(-削除後マッチング)	272	0.1%	368	0.2%
	(内訳)	JANコード記載ミス(「JAN」削除後マッチング)	324	0.1%	174	0.1%
	(内訳)	JANコード記載ミス (桁不足)	427	0.1%	1,078	0.7%
		JANコード記載ミス(桁以上)	4	0.0%	3	0.0%
		JANコード記載ミス(英字)	3	0.0%	11	0.0%
その他	ローマ字コー	F.	30,086	6.6%	6,609	4.4%
群	その他		3,818	0.8%	1,351	0.9%
		数字のみ	1,163	0.3%	573	0.4%
		数字-有	207	0.0%	58	0.0%
	(内訳)	数字英字	23	0.0%	15	0.0%
		英字	1,047	0.2%	487	0.3%
		カナ有	366	0.1%	96	0.1%
		カナー有	920	0.2%	27	0.0%
		不明	92	0.0%	95	0.1%
計			456,486	100.0%	149,920	100.0%

(2) 商品種目別 福祉用具コードの記載状況

商品種目別に福祉用具コードの記載状況をみると、横浜市・札幌市ともに「床ずれ防止用具」では9割以上が「TAISコード」であった。一方で、「体位変換器」では「TAISコード」の記載割合が横浜市・札幌市ともに4割未満であり、「TAISコード(HP 非掲載)」の割合が高かった。

図表72 商品種目別 福祉用具コードの記載状況

				TAI	S群				1AL	V群			その)他	
【横浜市】	全体	TAIS	コード		TAISコード (HP非掲載)		TAIS記載ミス等		ユード	JAN記載ミス等		ローマ	学コード	その他	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
01:車いす	47,225	35,257	74.7%	2,847	6.0%	988	2.1%	2,708	5.7%	151	0.3%	4,761	10.1%	513	1.1%
02:車いす付属品	16,890	13,857	82.0%	204	1.2%	301	1.8%	1,195	7.1%	37	0.2%	1,069	6.3%	227	1.3%
03:特殊寝台	64,615	45,270	70.1%	12,726	19.7%	1,354	2.1%	994	1.5%	0	0.0%	4,006	6.2%	265	0.4%
04:特殊寝台付属品	200,716	134,598	67.1%	45,650	22.7%	3,823	1.9%	3,077	1.5%	65	0.0%	11,886	5.9%	1,617	0.8%
05:床ずれ防止用具	17,819	16,497	92.6%	65	0.4%	316	1.8%	517	2.9%	28	0.2%	329	1.8%	67	0.4%
06:体位変換器	2,494	987	39.6%	974	39.1%	395	15.8%	114	4.6%	3	0.1%	20	0.8%	1	0.0%
07:手すり	65,604	51,630	78.7%	3,131	4.8%	1,404	2.1%	2,199	3.4%	108	0.2%	6,352	9.7%	780	1.2%
08:スロープ	4,641	3,750	80.8%	23	0.5%	185	4.0%	403	8.7%	23	0.5%	236	5.1%	21	0.5%
09:歩行器	20,528	16,422	80.0%	631	3.1%	1,048	5.1%	1,519	7.4%	275	1.3%	486	2.4%	147	0.7%
10: 歩行補助つえ	10,576	7,002	66.2%	232	2.2%	1,625	15.4%	777	7.3%	311	2.9%	578	5.5%	51	0.5%
11:認知症老人徘徊感知機器	1,079	762	70.6%	153	14.2%	15	1.4%	57	5.3%	14	1.3%	67	6.2%	11	1.0%
12:移動用リフト	4,286	3,039	70.9%	238	5.6%	318	7.4%	262	6.1%	15	0.3%	296	6.9%	118	2.8%
13:自動排泄処理装置	13	9	69.2%	4	30.8%	0	0.0%		0.0%	0	0.0%		0.0%	0	0.0%
計	456,486	329,080	72.1%	66,878	14.7%	11,772	2.6%	13,822	3.0%	1,030	0.2%	30,086	6.6%	3,818	0.8%

				TAI	S群				JAN	V群			その	他	
【札幌市】	全体	TAIS	コード	TAISコード (HP非掲載)		TAIS記	TAIS記載ミス等		7	JAN記載ミス等		ローマ	字コード	その他	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
01:車いす	15,491	11,477	74.1%	1,040	6.7%	1,011	6.5%	622	4.0%	20	0.1%	1,085	7.0%	236	1.5%
02:車いす付属品	7,153	5,000	69.9%	207	2.9%	484	6.8%	533	7.5%	39	0.5%	767	10.7%	123	1.7%
03:特殊寝台	16,669	12,945	77.7%	2,991	17.9%	185	1.1%		0.0%	0	0.0%	492	3.0%	56	0.3%
04:特殊寝台付属品	46,334	33,204	71.7%	10,647	23.0%	598	1.3%	93	0.2%	3	0.0%	1,496	3.2%	293	0.6%
05:床ずれ防止用具	4,686	4,281	91.4%	86	1.8%	56	1.2%	56	1.2%	3	0.1%	155	3.3%	49	1.0%
06:体位変換器	887	219	24.7%	520	58.6%	101	11.4%	21	2.4%	15	1.7%	6	0.7%	5	0.6%
07:手すり	39,877	31,027	77.8%	1,659	4.2%	2,055	5.2%	1,903	4.8%	701	1.8%	2,113	5.3%	419	1.1%
08:スロープ	1,542	1,210	78.5%	17	1.1%	111	7.2%	134	8.7%	43	2.8%	21	1.4%	6	0.4%
09:歩行器	12,931	8,446	65.3%	353	2.7%	1,942	15.0%	1,089	8.4%	733	5.7%	247	1.9%	121	0.9%
10:歩行補助つえ	2,712	1,719	63.4%	13	0.5%	573	21.1%	218	8.0%	68	2.5%	98	3.6%	23	0.8%
11:認知症老人徘徊感知機器	755	513	67.9%	92	12.2%	20	2.6%		0.0%	9	1.2%	117	15.5%	4	0.5%
12:移動用リフト	879	647	73.6%	56	6.4%	119	13.5%	29	3.3%	0	0.0%	12	1.4%	16	1.8%
13:自動排泄処理装置	4	3	75.0%		0.0%	1	25.0%		0.0%	0	0.0%		0.0%	0	0.0%
計	149,920	110,691	73.8%	17,681	11.8%	7,256	4.8%	4,698	3.1%	1,634	1.1%	6,609	4.4%	1,351	0.9%

第6章 調査結果のまとめと福祉用具コードに関する論点整理

- 1. 各調査結果のまとめ
- (1) 調査結果のまとめ
- ① 保険請求時に使用する福祉用具コード

福祉用具貸与事業所が保険請求に使用するコードについては、TAIS コードが最も普及している。

- ・ 保険請求の全てを TAIS コードで行う事業所が、33.0%であった。(第4章)
- ・ 保険請求の 8 割以上を TAIS コードで行っている事業所は 86.6%であった。(第4章)
- 平成24年5月の給付費明細書のうち、TAISコード記載率(HPに非掲載のものも含む) は横浜市86.8%、札幌市85.6%であった。(第5章)

② 製造事業者等におけるコード取得について

顧客である貸与事業所が、保険請求に福祉用具コードを活用するため、介護保険福祉用具貸与対象製品のメーカーの TAIS コードの取得率は非常に高い。

- ・介護保険貸与対象製品 TAISコード取得率の平均値は、96.9%(無回答企業は除く)であった。(第3章)
- ・ 介護保険貸与対象製品 TAISコード取得率が 100%のメーカーは、83.6% (無回答企業 は除く)であった。(第3章)
- ・ TAIS の取得理由として多く挙げられた回答は、「自社製品の販売促進のため」67.4%、「流通事業者からの要望があったため」(47.7%)といったものだった。(第3章)

製造事業者において、TAISコード・JANコードを各業務工程で活用している事業者はいずれも1割未満である。

製造在庫管理に活用しているコードは、自社発番コード 57.6%、コードを使用しない 25.6%、TAIS コード 7.6%、JAN コード 3.5%であった。(第3章)

③ TAIS コードに関わる課題

TAIS コードは、アイテム数に応じて登録および維持に手数料が必要であるため、コード取得に関する費用負担が、製造事業者にとって課題となり得る。結果として、型番の古いアイテムについては、製造事業者がコード維持の手数料を支払えず、HP上から削除され、確認出来なくなる場合がある。

- ・福祉用具コードに求められる要件として多く挙げられた回答は、「コードの登録・維持に かかる費用が、過大な負担にならないこと」が52.9%といったものだった。(第3章)
- TAIS の HP に存在しない TAIS コード記載率は、横浜市 14.7%、札幌市 11.8%であっ

た。(第5章)

サイズ・カラー・オプション有無等によって、実質的には異なるアイテムを1つのTAISコードで対応している場合も多く、同一コードで価格比較を行っても実態とかい離している可能性がある。

- ・「オプション有無で単価は違うのに TAIS が重なり、二重価格のようになってしまう」(第3 章アンケート自由回答)
- ・「サイズごとの TAIS コード取得はコストがかかりすぎる」(第3章アンケート自由回答)

TAIS の HP の介護保険福祉用具情報システムについては、保険者である自治体に対して 参考となる福祉用具情報の提供を目的としているが、保険者においては独自ルールを設け ているところがある。

- ・「TAIS コードは、介護保険貸与商品の認定コードではないにも関わらず、自治体では TAIS コードがあればレンタル可となっている」(第3章アンケート自由回答)
- ・「各市区町村の介護保険課等では、TAIS コードが無いと介護保険に通せないなどの誤った覚え方をされている」(第3章アンケート自由回答)

保険請求業務の効率化のために、福祉用具貸与事業所からはコードの統一を求める意見 もあるが、TAIS コードおよび JAN コードそれぞれへの統一を望む声があった。

・「TAIS コードに統一して欲しい。」「JAN コードに統一してほしい。」(第3章アンケート自由回答)

2. 福祉用具コードを巡る論点整理

改めて、本事業の背景及び調査結果を踏まえて、福祉用具コードに関する論点について整理したい。

(1) 保険請求時に使用する福祉用具コードに求められる要件と各コードの適合状況

① 保険者における福祉用具コードの位置づけ

- ・介護保険制度設立当初と比較すると、福祉用具貸与サービスの利用者は増加している。 また、様々な機能・用途を持つ福祉用具の開発が進み、保険給付の対象範囲も広がっ ている。高齢者等にとっては、自身の身体状況・住宅環境・嗜好等に応じて様々な福祉 用具を選択し利用できる環境が整いつつある。
- ・一方で、福祉用具の不適切な利用が一要因と考えられる、廃用症候群が発生している という指摘もあり、各保険者においては、福祉用具サービスに関する給付管理を行い、 福祉用具の適切な利用を推進していく必要がある。
- ・また、福祉用具サービスの給付管理においては、不適切な保険給付を是正するだけでなく、過去の給付実績の分析を行い、状態像を改善もしくは維持することが可能であった有効性の高い福祉用具の給付のあり方などの情報発信を行っていくことも必要となる。
- ・商品を判別する福祉用具コードは、福祉用具サービスの給付管理において、重要なツールである。

② 保険請求時に使用する福祉用具コードに求められる要件

・委員会での議論を踏まえると、保険請求時に使用する福祉用具コードに求められる要件は図表73に示した3点に整理できる。

図表73 保険請求時に使用する福祉用具コードに求められる要件

- ①利用者および保険者が、商品コードを元に製品を商品単位で特定出来ること(1アイテム1コード)
- ②福祉用具貸与事業所が、商品コードを自由に検索し、保険請求に使用できること
- ③福祉用具の利用者やその家族が、商品コードに対応した、当該商品の情報(商品名・商品仕様・機能・特徴・使用上の注意等)を閲覧出来ること

③ 上記要件の各福祉用具コードの適合状況

- ・ 上記要件に対する、各福祉用具コードの適合状況は図表 74 の通りである。
- ・各要件への適合状況が最も高いコードは TAIS コードである。しかし、TAIS コードは、製品のサイズ・カラー・オプション有無等を判別することが出来ないこと、TAISコードの添付されていないアイテムが存在すること、申請者である製造事業者によって HP 上からコードが削除される場合があること等が課題として挙げられる。
- JAN コードは、保険者や利用者がアイテムを特定することは難しいが、製品のサイズ・カラー・オプション有無別に細かく、コードを発番することも可能となっている。

要件	TAIS コード	JAN コード	ローマ字コード
①アイテムを商品 単位で特定出来る か	○ (ただし、サイズ・カラー・オ プション等は区別できない)	△ (発番主体は特定可能だが、アイテム別コードは特定出来ない。発番主体が独自に発番するため、サイズ・カラー・オプション有無別に細かく発番することも可能)	× (貸与事業所が自由に発 番するため、利用者や保 険者は商品を特定出来な い)
②貸与事業所が自由に使用出来るか	△ (HP 上で、検索可能。コード の無い商品、HP 上からコー ドが削除される製品もある)	△ (発番主体から情報入手が必要)	○ (各社が独自に発番可能)
③コードに対応した 商品情報へのアク セスのしやすさ	○ (HP 上でコードを元に検索 し、商品スペック等が閲覧可 能)	× (カタログ、コード発番主体等へ の問い合わせが必要)	× (カタログ、コード発番主体 等への問い合わせが必 要)

図表74 各商品コードの要件への適合状況比較

(2) 保険請求場面における各福祉用具コードの普及状況

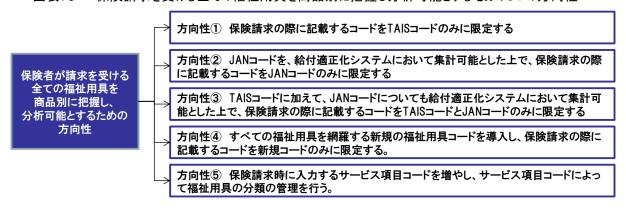
- ・ 福祉用具コードの普及状況について本調査より明らかになった点は、以下の通りである。
- ・保険請求に使用するコードについては、TAISコードが約87%、JANコードが約3%であり、TAISコードの普及率は高い。
- ・福祉用具貸与事業所では、原則として TAIS コードを用いて請求し、TAIS コードが付与 されていない製品についてのみ、JAN コードやローマ字コードを使用しているのが現状 である。

(3) 保険者が全福祉用具の給付状況を商品別に把握するための方向性

・国保連合会介護給付適正化システムは、TAIS コードを元に、商品別の給付件数や貸 与価格の分布を把握するものである。保険者の目線から見れば、商品別に給付数・貸 与価格等を把握出来る製品は、TAIS コードが記載された 87%であり、残りの製品につ いては、給付内容を把握することが出来ない。

- ・また、同一の TAIS コードであっても、実質的な別アイテムを1コードとして集計している 可能性もあり、より精緻な分析をするためには、コードの発番ルールの変更等が必要で ある。
- ・保険者が、保険請求を受ける全ての福祉用具を商品別に把握し、分析可能とするためには、以下の5つの方向性が考えられる。

図表75 保険請求を受ける全ての福祉用具を商品別に把握し分析可能とするための5つの方向性



- ・なお、方向性⑤についてはサービス項目コードの入力をより詳細化し、福祉用具をより 詳細に分類するというものである。例えば、TAIS コードに付随する分類コード(CCTA95) 等を参考として、福祉用具の分類を行うことが想定される。
- ・この方法では商品単位の集計は行うことが出来ないが、既存の福祉用具コードがどのようなものであっても、すべてのアイテムについて、13 種目以上に細かな単位での集計・分析が可能である。サービスコードによる福祉用具分類別の集計に、商品コードによる商品単位の集計を組み合わせることで、詳細かつ重層的な分析が可能になる。

【参考】方向性⑤に関する補足

- ・ 図表 76 は、給付費明細書において、サービスコードを細分化して記載する際の記入イメージであ。
- ・図表 77 は、福祉用具の分類の例として、福祉用具分類コード(CCTA95)による車いすの 分類を例示した。

図表76 方向性⑤のサービス項目コードの細分化 イメージ

		1	<i>i</i> 0		1.	יו ע	בו ני	<u> </u>	<i>,</i> , ,	· ·	L	<u>- ^</u>	欠				071	Щ.	ון נע	_	17	•	_		
	サービス内容	,	サー	・ビン	スコ	— ŀ	į.		単位	立数		П	数	サ	— Ŀ	[Z]	単位数	效	公費分 回数	}	公費	対象	単位	数	摘要
	介助用車いす	1	7	•	-	-	-																		12345-678901
	後輪駆動式車いす	1	7	-			-	_																	12345-678902
給仕	モジュラ型車いす	1	7					_									Ш				┸	┸	┸		12345-678903
付費明		_					_	_	_	I		\neg													
明		ービ	スコ	-K	をより	り細え	かくら	撰 (して	記載	Ì							(商品	ا اے۔	ドル	従来	涌り	記載	;
細欄												<u> </u>						_	127 [1	_	1 101	1	1	10-	·
Ibel												Ĺ											<u> </u>	<u> </u>	
																					_	1	<u> </u>		
																						<u> </u>	<u> </u>		
																	Ш								

図表 77 CCTA95 による車いすの分類

分類コード	分類名称	詳細
(CCTA95)		
1221	車いす	使用者(介助者も含む)によって操作されるいわゆる車いす。電動
		を含む。一般的に固定輪が2輪で、1輪もしくは2輪のキャスタが付
		いている
122103	介助用車いす	移動に必要な操作を介助者が行う車いす。通常、ハンドリムはない
122106	後輪駆動式車いす	一般的に、両手で後輪のハンドリムを駆動して操作する車いす。室
		内用も含む
122109	前輪駆動式車いす	一般的に、両手で前輪のハンドリムを駆動して操作する車いす
122112	両手レバー駆動式車いす	左右のレバーを前後に動かすことによって駆動輪を回転させ操作
		する車いす
122115	片手駆動式車いす	片手だけでハンドリムやレバーを駆動して操作する車いす
122118	足駆動式車いす	足だけで駆動し操作するためにつくられた車いす
122121	電動介助用車いす	電動で駆動し、介助者が操作する車いす
122124	電動三輪車•電動四輪車	電動で駆動し、使用者が手で駆動スイッチやハンドルを操作する、
		3輪あるいは4輪の車いす
122127	電動車いす	電動で駆動し、使用者がジョイスティックレバーなどの操縦装置で
		操作する車いす。パワーステアリング付きも含む
122130	原動機付き車いす	エンジンで駆動する車いす。エンジンで充電するハイブリッド電動
		車いすは、電動車いす 122127 に含む
122133	モジュラ車いす	部品の組み換えができ、車輪やシートの位置を調整できるフレーム
		をベースとした車いす。システムの組み方によって、別の種類に変
		更できる
122190	姿勢変換機能付き車い	車いすとしての機能を持ち、かつ姿勢変換機能が付いている車い
	す	す。スタンダップ車いすや座席昇降車いす、リクライニング車いす
		などがある
122191	起立移動車	立位姿勢を保持することができ、両上肢を使って、車いすと同様の
	.,,,,,	移動をすることができる移動器

(出所)「『福祉用具分類コード 95 (CCTA95) 』」公益財団法人テクノエイド協会 HP」 www.techno-aids.or.jp/Code.pdf より引用。

(4) 各方向性に関する実現可能性と付随して発生する問題点の検討

・各方向性に関する現在の福祉用具コードの普及状況を踏まえた実現可能性と付随して 発生する問題点は図表 78 の通りである。次頁以降、詳しく記載していく。

図表 78 各方向性に関する実現可能性と付随して発生する問題点の検討

		- 内拠して光エッる内閣県の快的
今後の方向性	現在のコード普及状況を 踏まえた実現可能性	付随して発生する問題点
①保険請求の際に記載する コードを TAIS コードのみに限 定する	○ TAIS コードの普及率は高い	・ TAIS コード未取得製品の、コード取得維持に関する費用負担の増大 ・ サイズ・オプション等の異なる製品の判別のための発番ルール等の検討 ・ 「介護保険福祉用具情報」への掲載有無と保険者の給付判断に関する見解の整理
②JAN コードを、給付適正化システムにおいて集計可能とした上で、保険請求の際に記載するコードを JAN コードのみに限定する	△ JANコードの普及率は低い製品別のJANコードは、発番主体単位での管理であり、統一的なコードDBは存在しない	・ 発番主体への JAN コードと商品名・型番等のリストの作成 (各発番主体への情報提供依頼と集約) ・ JAN コードと製品情報を突合した統合 DB・HP等の構築 ・ JANコード未登録事業者の登録コストの増大 ・ 貸与事業所の TAIS コードを基盤としたシステム 改修コスト
③TAIS コードに加えて、JAN コードについても給付適正化 システムにおいて集計可能と した上で、保険請求の際に記 載するコードを TAIS コードと JAN コードのみに限定する	△ 製品別の JAN コードは、発 番主体単位での管理であ り、統一的なコード DB は存 在しない	・ 発番主体への JAN コードと商品名・型番等のリストの作成 (各発番主体への情報提供依頼と集約) ・ TAIS コード・JAN コードを突合した統合 DB・HP等の構築
④すべての福祉用具を網羅する新規の福祉用具コードを 導入し、保険請求の際に記載 するコードを新規コードのみ に限定する	× 新規コードの構築はコスト大	 TAIS コード・JAN コード・新規コードを突合した 統合 DB・HP 等の構築 新規コード構築に関する運営主体の検討 新規コード発番ルール等の検討
⑤保険請求時に入力するサービス項目コードを増やし、サービス項目コードによって福祉用具の分類の管理を行う	◎ 既存の福祉用具コードに依 存せず実施可能	・ 13 種目を大分類とする福祉用具の小分類とそれに伴う保険請求コードの検討

方向性① 保険請求の際に記載するコードを TAIS コードのみに限定する

- a) 現在のコード普及状況等を踏まえた実現可能性
 - ・ TAISコードの普及率は高く、JANコード等に比べると、実現可能性は高いと考えられる。

b) 方向性(1)を採用した場合に付随して発生する問題点

- ・福祉用具製造事業者等における TAIS コード未取得製品のコード取得や維持に関する 費用負担の増大がある。特に貸与サービスの特徴により、福祉用具製造事業者におい て販売を中止した後も流通が続くことから、発売後一定期間経過後の商品の取り扱い について、何らかの検討(例:更新料の減免等)が必要かと考えられる。
- ・集計・分析の厳密性を増すためには、サイズ・オプション等の貸与価格が異なる製品について、別々の TAIS コードを割り当てるなどの発番ルールの再検討が必要である。 全商品が TAISコードにおいて保険請求を行うことになるのであれば、「介護保険福祉用具情報」の掲載有無と各保険者の保険給付可否判断が不明確であるという点について、改めて見解を整理し、保険者や福祉用具貸与事業者の混乱を抑える必要がある。

方向性② JANコードを、給付適正化システムにおいて集計可能とした上で、保険請求の際に記載するコードを JAN コードのみに限定する

a) 現在のコード普及状況等を踏まえた実現可能性

・保険請求の場面における JAN コードの普及率は 3%程度と低いこと、JAN コードは、コードからは商品名を特定出来ず、付番した事業者名のみが特定可能であるため、JANコードにおいて給付管理を行うためには、発番主体である福祉用具製造事業者等からの情報収集が必要となり、方向性②の実現可能性は低いものと考えられる。ただし、JANコードは各製造事業者が自由に発番可能であるため、サイズ・カラー・オプション等を区別してコード発番を行うことは TAISコードに比べると容易である。

b) 方向性②を採用した場合に付随して発生する問題点

- ・ JAN コードと製品情報等を突合した商品 DB・HP 等の構築が必要となる。発番主体である各事業所等からコードと製品情報を収集し、それを保険者・福祉用具貸与事業所・利用者等が閲覧や検索可能な環境を構築する必要がある。
- ・ JANコードの登録を行っていない福祉用具製造事業者において JANコードの新規登録を行う必要があり、費用負担の問題が生じる。現在 JAN コードを取得していない福祉用 具製造事業者は半数以上であるため、混乱は大きいと想定される。
- ・また、福祉用具貸与事業所においては、保険請求を行うための業務システムを TAIS コードをベースに構築している事業所が多いことが想定され、福祉用具貸与事業所におけるシステム改修のコストが生じるものと考えられる。

方向性③ TAIS コードに加えて、JAN コードについても給付適正化システムにおいて集計可能とした上で、保険請求の際に記載するコードを TAIS コードと JAN コードのみに限定する

a) 現在のコード普及状況等を踏まえた実現可能性

・保険請求の場面に使用される福祉用具コードについて、TAIS コードと JAN コードの使用割合の合計はおよそ90%と高いが、JANコードの発番主体である福祉用具製造事業者等からの情報収集が必要であるため、方向性③の実現可能性は低いものと考えられる。

b) 方向性③を採用した場合に付随して発生する問題点

・TAIS コードと JAN コードと製品情報等を突合した商品 DB・HP 等の構築が必要となる。 JAN コードについては発番主体である各事業所等からコードと製品情報を収集し、それ を保険者・福祉用具貸与事業所・利用者等が閲覧や検索可能な環境を構築する必要 がある。

方向性④ すべての福祉用具を網羅する新規の福祉用具コードを導入し、保険請求の際に記載するコードを新規コードのみに限定する

a) 現在のコード普及状況等を踏まえた実現可能性

・保険請求の対象となるすべての福祉用具に、ユニークな新規の福祉用具コードを割り 当てるためには、発番ルール等、維持・管理方法等の検討や実際の立ち上げなどに多 大なコストが必要であり、実現可能性は低いと考えられる。

b) 方向性4を採用した場合に付随して発生する問題点

- ・新規コードの検討・構築を行った上で、新規コードと、既存の TAISコードと JANコードを 突合・照合した DB 等の構築が必要となる。
- ・保険者・福祉用具貸与事業所・利用者等が閲覧や検索可能な環境を構築することを前 提とした上で、新規コードの管理・運営主体の在り方や、継続的に管理・運営を行うため の費用面を含めた体制について検討する必要がある。

方向性⑤ 保険請求時に入力するサービス項目コードを増やし、サービス項目コードによって福祉 用具の分類の管理を行う

a) 現在のコード普及状況等を踏まえた実現可能性

- ・方向性⑤は、摘要欄に記載する商品コードではなく、サービスコードの記載を変更する というものであり、既存の福祉用具コードに依存せず実施できるため、実現可能性は高いと考えられる。
- ・この方法では商品単位の集計は行うことが出来ないが、既存の福祉用具コードがどのようなものであってもすべてのアイテムについて、13 種目以上に細かな単位での集計・分

析が可能である。サービスコードによる福祉用具分類別の集計に、商品コードによる商品単位の集計を組み合わせることで、詳細かつ重層的な分析が可能になる。

b) 方向性⑤を採用した場合に付随して発生する問題点

- ・現在の 13 種目のサービスコードを大分類とする、福祉用具の小分類とそれに伴うサービスコードの付番方法を検討する必要がある。小分類とサービスコードの検討に際しては、テクノエイド協会が制定した福祉用具分類コード(CCTA95)等を参考にしつつ、実際の給付状況も踏まえたものとする必要がある。
- ・また、福祉用具貸与事業者や居宅介護支援事業所等においては、新たなサービスコードへの対応に伴う混乱が予想されることから、わかりやすい記載ルールの設定や、記載ルールの周知などに取り組む必要がある。

総括

- ・福祉用具の適切な利用を推進していくためには、全ての福祉用具を商品単位で特定可能な福祉用具コードを用いて、利用者が福祉用具に関わる情報を入手し、適切な福祉用具を選択・利用できる環境を整えるとともに、保険者が給付実績の分析等を行える環境整備を目指すべきである。そのための方向性として、現状でアイテムを商品単位で特定可能かつ、コードに対応した商品情報にアクセスしやすい TAIS コードを全面的に活用した「方向性①保険請求の際に記載するコードをTAISコードのみに限定する」を採用することが適切である。
- ・本調査の結果、TAISコードの普及は8割を超え、採用に向けた素地は一定程度整っていると考えられるが、一方で保険請求の際に記載するコードを TAIS コードのみに限定するためには、TAIS コード未取得製品の費用負担の増大、サイズ・オプション等に関する発番ルールの検討、「介護保険福祉用具情報」の掲載有無と保険給付可否判断に関する見解の整理等の課題があり、TAIS コードの活用を主としながらも、JAN コードの一部併用も視野に入れておく必要がある。
- ・そのため、給付管理を推進する観点から漸進的に改善を図っていく方策としてまずは、「方向性⑤保険請求時に入力するサービス項目コードを増やし、サービス項目コードによって福祉用具の分類の管理を行う」ことへの取り組みが考えられる。方向性⑤により、国保連合会介護給付適正化システムの集計対象から漏れていた TAIS コード以外によって請求が行われた福祉用具の貸与価格について小分類別集計や、要介護度別等の利用者属性別に福祉用具の給付パターン等の集計が可能になる等のメリットが考えらえる。コード見直しに係るコストや、見直し後の福祉用具貸与事業者・居宅介護支援事業所に生じる負担等も勘案しつつ、サービス項目コードのあり方の見直しについて検討していくことが必要だろう。
- ・さらに方向性⑤に関わる取り組みと並行して、将来的に方向性①に近づけるべく、TAIS

- コードについて、取得・維持に関する費用負担、発番ルール等についての課題解決を 公益財団法人テクノエイド協会等へ促すなど、より多くの製品について TAIS コードでの 分析・集計が可能な環境づくりを進めていくことが必要だろう。
- ・上記のような取り組みを複合的に進めていくことにより、各保険者においては、サービスコードによる福祉用具分類別の集計に、商品コードによる商品単位の集計を組み合わせることで、重層的な分析環境が整うことになるだろう。

(5) 福祉用具コードの今後の活用可能性

① 福祉用具コードを活用した分析・集計の可能性

- ・保険請求に使用する福祉用具コードのあり方について、前項でまとめたが、保険請求で 入力されたコードの活用のあり方については、今後も引き続きの検討が必要である。
- ・福祉用具コードの活用は、現在では用具の価格分布を把握するのみにとどまっている。
- ・ 一方で、今後は福祉用具コードを用いて、以下のような分析・集計等を行うことが有用ではないか。

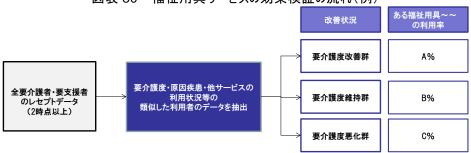
図表 79 福祉用具コードの活用イメージ

		図表 /9 福祉用具」─	トリル	5 用イメーン		
Ť	5用イメージ (例)	詳細		想定される 活用主体	使用する 主なデータ	
1	福祉用具分類 別給付状況の 把握	13 種目別ではなく、CCTA95 等の小 分類別にどのような福祉用具が給付 されているのかを把握	•	保険者 介護支援専門員 貸与事業所 製造事業者 等	サービス項目コードCCTA95コード	
2	福祉用具貸与 価格分布の把 握	アイテム別、CCTA95 等の小分類別の福祉用具の貸与価格の分布について把握(高額な給付に加えて、少額の給付についても抽出し、適切なサービスが実施されているかを調査する。)		保険者 介護支援専門員 利用者 等	・ 貸与価格・ サービス項目コード・ CCTA95 コード	
3	福祉用具の 組み合わせ等 に関する分析	福祉用具の組み合わせパターン別 (種目間、本体と付属品)の給付状況 の把握 本体と付属品等の組み合わせ		保険者 貸与事業所 製造事業者 等	• 被保険者番号	
4	不可解な 保険給付の フィルタリング	サービス項目コードと、CCTA95 コードが合致しないと思われるものを抽出する。必要に応じて詳細を調査する。	•	保険者	サービス項目コードCCTA95 コード	
5	福祉用具 サービスの効 果検証	ある商品(および分類)を活用した場合に、要介護度の改善が見られたかなどを分析 (例)状態像・サービス受給状況等の条件の類似した利用者について、サービス利用有無での要介護度等の変化を把握サービス効果を踏まえたうえでの、価格データとの結びつけ		保険者 介護支援専門員 貸与事業所 製造事業者 利用者 等	被保険者番号CCTA95 コード2 時点以上の状態(データ(認定審査等)	象

6	福祉用具の
	適切な利用の
	推進

福祉用具コードを元に、製品の取り扱い方法等の詳細な情報を把握可能とし、適切な福祉用具利用を推進する。

- 利用者
- · 介護支援専門員
- 貸与事業所
- 製造事業者 等
- 取扱説明書i
- 事故情報
- ・例えば、図表 79、⑤の福祉用具サービスの効果検証については、図表 80 のような手順 が考えられる。図表 80 では状態像が改善したかどうかの指標としてどのようなものを用いるか、福祉用具サービス以外の他サービスの利用状況や、疾病等の健康状態をどのようにコントロールするか等の検討課題はあるが、モデル的な分析を進めることが有用である。
- ・ さらにモデル的な分析を積み上げながら、保険者による分析手順や分析結果の活用方 法を汎用化することで、研究成果を還元していくことが求められる。



図表 80 福祉用具サービスの効果検証の流れ(例)

ⁱ 福祉用具の取扱説明書は、各福祉用具製造事業者によって発行されるものである。また福祉用具に関する事故情報は、消費者庁が管理・公表しているものである。いずれについても、福祉用具コードとの紐付を行うには各主体から情報提供を求める必要がある。

【資料編】

1. 福祉用具製造事業者アンケート調査票

平成 24 年 10 月

福祉用具製造事業者 各位

「福祉用具コードに関するアンケート」へのご協力のお願い

株式会社 日本総合研究所

拝啓

ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は弊社の調査研究事業にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

弊社では、厚生労働省老健局の平成 24 年度老人保健事業推進等事業の一環として、福祉用具コードの活用状況と福祉用具の商品情報提供のあり方についての調査研究を実施することとなりました。

本アンケート調査は、介護保険給付請求に関わる福祉用具コードの利用実態の把握を目的としたもので、福祉用具情報システム(TAIS)「介護保険福祉用具情報」に掲載された福祉用具の製造事業者様(または輸入事業者様)に対して、調査票をお送りしております。

調査結果は統計的にとりまとめて公表しますが、個々の回答結果が公表されることはありませんので、ご多用のところ大変恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜れれば幸甚です。

末筆となりますが、貴社の今後ますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

【ご回答方法等】

- ・調査項目はすべて匿名です。
- ・回答できる範囲で、設問の指示にしたがって調査票の太線枠内にご記入ください。
- ・原則として平成24年10月1日時点の状況をご回答ください。
- ・ご回答いただいた調査票は、同封の封筒に入れ、10月31日(水)までにご投函ください。
- ・ 本調査結果は上記の目的以外では利用いたしません。また集計は統計的に処理し、個人や事業所が特定される形で使用する ことはございません。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社日本総合研究所 総合研究部門 徳村(とくむら)、青島(あおしま)

電話 03-6833-6063 FAX03-6833-9480

福祉用具コードに関するアンケート調査

1. 貴社の業務内容、従業員等の概要についてお伺いします。

問 1 業務内容 (<u>あてはまるものすべてに〇</u>)		祉用具 製造	2.	福祉用具の	輸入	3.	その他、具体的(りにお言	書きください)
問2事業継続年数	1. 54	年未満 2	-	5 年~ 10 年未満	3.	10 年~ 15 年未満	4. 15 年~ 20 年未注	茜	5. 20年以上
問3 従業員数※		00 名未満	2.	10 名~ 50 名未満		3. 50名· 100名	未満	4.	100 名~ 200 名未満 500 名以上
		10 名~ 10 名未満	6.	300 名~ 400 名未満		7. 400 名 500 名		8.	500 名以上
問 4 本社所在地	※都道席	舟県名をご言	己載く	ださい。(都•道•府•	県	`

[※]従業員数について、事業部単位で製造・販売している場合は、福祉用具を担当する部門についてご回答ください。

2. 貴社で製造・輸入している福祉用具について

問 5 貴社において、<u>製造・輸入している福祉用具のアイテム数</u>についてお教えください。(平成 24 年 10 月 1 日時点)

(1) 製造・輸入している福祉用具のアイテム数		()アイテム	
(2)うち介護保険給付対象となり得る福祉用具のアイテム数	貸与()アイテム	販売()アイテム

[※]自社で製造している商品だけでなく、輸入している商品も含む。

問 6 貴社において、製造・輸入している福祉用具はどのようなものですか。<u>介護保険給付対象となり得る</u> <u>福祉用具については、以下の選択肢の中から、あてはまるものすべてに〇をつけてください。</u>また、 介護保険給付対象外の福祉用具については、以下の自由回答欄に名称をご記入ください。(自社 で製造している商品だけでなく、輸入している商品も含む。)

	1.	車いす	2.	車いす	3.	特殊寝台	4.	特殊寝台付	5.	床ずれ防止
				付属品				属品		用具
介護保険給付	6.	体位変換	7.	手すり	8.	スロープ	9.	歩行器	10.	歩行補助
対象 となり得る		器								つえ
	11.	認知症老	12.	移動用	13.	自動排泄処	14.	腰掛便座	15.	自動排泄処
福祉用具の種類		人徘徊感		リフト		理装置				理装置の交
(あてはまるもの		知機器								換可能部品
すべてに〇)	16.	入浴補助	17.	簡易浴槽	18.	移動用リフト				
		用具				のつり具				
	19.	介護保険給何	寸対象	となりうる福祉	:用具/	は取り扱っていた	えい			
介護保険給付	(記事	(記載例)シルバーカー、自助具、嚥下障害の方の訓練用食器 など								
対象外の福祉用具										
の種類・用途										
12/2/ /14/2										

3. TAIS コードの取得状況

問 7 <u>貴社で製造・輸入している福祉用具について</u>、TAIS コードを取得している製品は何アイテムありますか。平成 24 年 10 月 1 日時点における<u>数値をご記入</u>ください。

(1)TAIS コード取得アイテム数 (全アイテムのうち)	()アイテム	
(2)TAIS コード取得アイテム数(うち介護保険給付対象となり得る)	貸与()アイテム	販売()アイテム

問8 TAIS コードを取得している製品について、取得した理由をお教えください。以下の選択肢のうち、<u>あてはまるものすべてに〇</u>をつけてください。

1.	自社製品の製造・販	2.	自社製品の販売促進	3.	流通業者等からの要	4.	その他	
	売管理のため		のため		望があったため		()

<u>4. JAN コードの取得状況</u>

問 9 <u>貴社で製造・輸入している福祉用具について</u>、JANコードの登録・設定を行っていますか。以下の 選択肢の中から、あてはまるもの一つに○をつけてください。

1	登録を行っている	2.	行っていない	3.	その他

問 10 <u>貴社で製造・輸入している福祉用具について</u>、JAN コードを登録・設定している製品は何アイテム ありますか。平成 24 年 10 月 1 日時点における<u>数値をご記入</u>ください。

(1)JAN コード取得アイテム数 (全アイテムのうち)	()アイテム	
(2)JAN コード取得アイテム数(<u>うち介護保険給付対象となり得る</u>)	貸与() アイテム	販売()アイテム

5. 福祉用具コードの活用状況について

問 11 貴社では、以下の業務行程において、どのコードを使用していますか。(1)~(4)の業務行程別に、 最も多く使用されているコードについて、当てはまるものを1つだけ選び○をつけてください。

業務行程	自社発番 コードを使用	TAIS コード を使用	JAN コード を使用	コードは 使用していない
(1)製造•在庫管理	1	2	3	4
(2)受注 (注文書等)	1	2	3	4
(3)出荷 (伝票等)	1	2	3	4
(4)請求 (請求書等)	1	2	3	4

問 12 将来、福祉用具コードの活用をさらに進めていくために、福祉用具コードに求められる要件はどの ようなものだとお考えですか。貴社のお考えに近いものすべてに〇をつけてください。

1.	利用者や介護支援専門員等が、福祉用具の機能・性能に 関する情報を比較しやすいこと。	2.	コードを活用して、当該商品の販売・利用状況(販売数、 価格、シェア等)を把握出来ること。
3.	JIS(日本工業規格認証製品)やQAP(臨床的評価認証製品)など高い安全性や操作機能性を有する商品であることを確認出来ること。	4.	コードを活用して、当該商品を使用した利用者の情報(商品の利用効果、満足度)を把握できること。
5.	コードの初期登録・情報変更に係る事務手続きが簡便であること。	6.	コードの登録・維持にかかる費用が、過大な負担とならな いこと。
7.	その他、具体的にお書きください。()

問 13 福祉用具の製造・輸入等の業務に従事される中で、普段お感じになっていることについてご意見があればご自由にお書きください。

以上で、設間は終わりです。お忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。 調査票は同封の返信用封筒に入れ、10月 31日(水)までにご投函くださいませ。

【本件に関するお問い合わせ先】株式会社日本総合研究所 総合研究部門 徳村(とくむら)、青島(あおしま)

電話 03-6833-6063 FAX03-6833-9480

2. 福祉用具貸与事業所アンケート調査票

平成 24 年 10 月

福祉用具貸与事業所管理者 各位

「福祉用具コードに関するアンケート」へのご協力のお願い

株式会社 日本総合研究所

拝啓

ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は弊社の調査研究事業にご理解、ご協力を 賜りましてありがとうございます。

弊社では、厚生労働省老健局の平成24年度老人保健事業推進等事業の一環として、福祉用具コードの活用状況と福祉用具の商品情報提供のあり方についての調査研究を実施することとなりました。

本アンケート調査は、介護保険給付請求に関わる福祉用具コードの利用実態の把握を目的として、全事業所の中から無作為抽出にて、全国およそ4,000の福祉用具貸与事業所に調査票をお送りしております。

調査結果は統計的にとりまとめて公表しますが、個々の回答結果が公表されることはありませんので、 ご多用のところ大変恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜れれば幸甚です。

末筆となりますが、貴事業所の今後ますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

【ご回答方法等】

- ・事業所長、あるいは管理者の方にご回答をお願いいたします。
- ・調査項目はすべて匿名です。
- ・法人で一括処理している等のため事業所単位で把握されていない項目については、空欄で構いません。
- ・回答できる範囲で、設問の指示にしたがって調査票の太線枠内にご記入ください。
- ・原則として平成24年10月1日時点の状況をご回答ください。
- ・ご回答いただいた調査票は、同封の封筒に入れ、10月31日(水)までにご投函ください。
- ・ 本調査結果は上記の目的以外では利用いたしません。また集計は統計的に処理し、個人や事業所が特定される 形で使用することはございません。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社日本総合研究所 総合研究部門 徳村(とくむら)、青島(あおしま)

電話 03-6833-6063 FAX03-6833-9480

福祉用具コードに関するアンケート調査

1. 貴事業所の従業員等の概要についてお伺いします。

問 1 法人形態 (1つだけ選び〇)	1. 民間企業 (株式会社·有限会社) 5. 社会福祉協議会	2. 医療機関・ 3. 生活協同 医療法人 ・農協() 6. 特定非営利活 の動法人 ()	
問2 事業継続年数	6. 1 年 7. 1年 未満 5年 満		~15 10. 15 年~20 11. 20 年 年未満 以上
問 3 併設サービス (あてはまるものすべてに	1. 特定福祉用 2. 具販売	保険外の用 3. 住宅改修 具の販売・レ ンタル	4. 居宅介護5. 訪問系サー ビス
<u>o</u>	6. 通所系サー 7.	短期入所8.施設系ササービスービス	9. その他()
問 4 レンタル卸の 使用状況	1. 使用なし (すべて自社保有)	2. 一部の商品のみ使用	3. 全商品で利用
問 5 従業員数 (数字を記入)	事業所の全従業員数()人 法人全体の従 ※福祉用具に	業員数 ()人 関連しない従業員も含む
問 6 事業所所在地	※都道府県名をご記載くた	ごさい。()	都•道•府•県

2. 貴事業所における福祉用具コードの活用状況についてお伺いします。

問7 貴事業所における取り扱いアイテム数(カタログへの掲載商品数等)についてお伺いします。平成2 4年10月1日時点における取り扱いアイテム数はいくつでしょうか。当てはまるものを下記右の番号表から選んで、数字をご記入ください。

取り扱いアイテム数			_	<番号表>	
介護保険給付対象福祉用具	(1)貸与			1. 100 未満	2. 100~200 未満
	(2)販売			3. 200~400 未満	4. 400~600 未満
その他の商品(保険給付対象外)				5. 600~800 未満7. 1,000 以上	6. 800~1,000 未満

問 8 貴事業所における取り扱いアイテムに関して、各コード(TAIS コード、JAN コード)の付与状況はおおよそどの程度の割合でしょうか。(1)~(3)のそれぞれで、平成 24 年 10 月 1 日時点における各コードが付与されている割合について、当てはまるものを 1 つ選び○をつけてください。

1) TAIS コード

	0~ 2割未満	2割~ 4割未満	4割~ 6割未満	6割~ 8割未満	8割~ 10割
(1)介護保険対象【貸与】商品のコード付与状況	1	2	3	4	5
(2)介護保険対象【販売】商品のコード付与状況	1	2	3	4	5
(3)その他の商品のコード付与状況	1	2	3	4	5

2) JAN コード

	0~	2 割~	4 割~	6割~	8 割~
	2割未満	4割未満	6 割未満	8割未満	10 割
(1)介護保険対象【貸与】商品のコード付与状況	1	2	3	4	5
(2)介護保険対象【販売】商品のコード付与状況	1	2	3	4	5
(3)その他の商品のコード付与状況	1	2	3	4	5

問 9 貴事業所では、以下の業務行程において、どのコードを使用していますか。(1)~(3)の業務行程別に、最も多く使用されているコードについて、当てはまるものを1つだけ選び〇をつけてください。

業務行程	TAIS コード	JAN コード	その他 コード	コード 未使用
(1)仕入(商品発注、商品入庫等)	1	2	3	4
(2)納品(受注管理、出庫、使用中の管理等)	1	2	3	4
(3)請求(利用者への請求※保険者への請求については別途)	1	2	3	4
▼(4)在庫管理(消毒、保管、再出庫等)	1	2	3	4

介護保険給付の「貸与」の対象となる福祉用具についてのみ、お伺いします。

問 10 貴事業所において、国民健康保険団体連合会への請求する「給付費明細書」の摘要欄へは、各 コードをどの程度の割合で記載していますか。平成 24 年9月サービス提供分(平成24年 10 月 10 日申請締切分)における各コードの使用割合について、合計で 10 割になるよう数値をご記入 ください。(概数で結構です。)

	TAIS の使用割合	JAN の使用割合	その他
記入例	約(8)割	約(1)割	約(1)割
「給付費明細書」摘要欄への記載コードの使用割合 (平成24年9月10日申請締切分)	約()割	約()割	約()割

問 11 国民健康保険団体連合会へ請求する「給付費明細書」の摘要欄へ記載するコードについて、各種目別に最も多く使用されているコードについてあてはまるものを<u>1つだけ選び</u>をつけてください。平成24年9月サービス提供分(平成24年10月10日申請締切分)についてお答えください。

福祉用具の種目	TAIS	JAN	その他	福祉用具の種目	TAIS	JAN	その他
(1)車いす	1	2	3	(8)スロープ	1	2	3
(2)車いす付属品	1	2	3	(9)歩行器	1	2	3
(3)特殊寝台	1	2	3	(10)歩行補助つえ	1	2	3
(4)特殊寝台付属品	1	2	3	(11)徘徊感知機器	1	2	3
(5)床ずれ防止用具	1	2	3	(12)移動用リフト	1	2	3
(6)体位変換機	1	2	3	(13)自動排泄処理装置	1	2	3
(7)手すり	1	2	3				

3. 福祉用具コード活用に関する自由意見

問 12 貴事業所が日々の業務を行う中で感じていらっしゃる福祉用具コードの活用に関する問題点など について、ご自由のお書きください。

以上で、設間は終わりです。お忙しい中、ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。 調査票は同封の返信用封筒に入れ、10月31日(水)までにご投函くださいませ。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社日本総合研究所 総合研究部門 徳村(とくむら)、青島(あおしま)

電話 03-6833-6063 FAX03-6833-9480

※本調査研究は、平成24年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成 24 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康增進等事業

福祉用具貸与価格の把握と利用者による 福祉用具の選択に資する情報の提供体制のあり方に関する調査研究事業 報告書

> 平成 25 年 3 月 株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング TEL: 03-6833-6063 FAX:03-6833-9480